

第4章 施策の展開

施策体系と個別施策・事業名

基本方針		ページ
基本施策		
個別施策		
事業名		
I	地域の支え合いの推進	40
1	共に支え合う地域づくりの推進	40
(1)	地域包括支援センターの機能強化	41
ア	地域包括支援センターの体制整備	41
イ	地域包括支援センターとの連携・協働	43
ウ	地域包括支援センターの普及・啓発	43
(2)	地域ケア会議の推進	44
ア	地域ケア会議の開催	44
イ	地域ケア会議体系の構築	45
(3)	高齢者の日常生活支援体制の充実・強化	46
ア	介護支援ボランティアポイント事業	46
イ	くらしのサポーター養成事業	46
ウ	生活支援体制整備事業	46
(4)	高齢者虐待防止の推進	47
ア	高齢者虐待防止の普及・啓発	47
イ	高齢者虐待防止ネットワークの構築	47
ウ	高齢者虐待事例への対応	48
(5)	地域における見守り活動の推進	48
ア	高齢者見守りネットワーク事業	48
イ	地域の見守り活動の普及・啓発	48
(6)	介護に取り組む家族等への支援の充実	49
ア	家族介護者交流事業	49
イ	男性家族介護者交流事業	49
ウ	介護マーク配付事業	49
エ	家族介護支援員の配置	49
オ	家族介護慰労事業	50
カ	家族介護用品給付事業	50
キ	認知症サポーター養成事業	50
(7)	高齢者在宅福祉サービスの充実	51
ア	ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業	51
イ	東部地区外出支援サービス	51
ウ	除雪サービス	52
エ	寝具乾燥サービス	52
オ	「食」の自立支援事業	52
カ	高齢者生活援助員派遣事業	52
キ	ショートステイ事業	53
ク	シルバーハウジング生活援助員派遣事業	53
ケ	在宅福祉ふれあいサービス事業	53
コ	安心ボトル(救急医療情報キット)配付事業	53
(8)	福祉コミュニティエリアの整備	54
	福祉コミュニティエリアの整備	54

基本方針		事業名	ページ
基本方針			
基本施策			
個別施策			
		事業名	ページ
2	在宅医療・介護連携の推進		55
	(1) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討		55
	ア 医療・介護連携支援センター運営委員会の設置		55
	イ 関係市町との連携		55
	(2) 医療・介護連携支援センターの機能の充実		56
	ア 地域の医療・介護の資源の把握		56
	イ 医療・介護関係者の情報共有の支援		56
	ウ 在宅医療・介護連携に関する相談支援		56
	エ 地域住民への普及・啓発		56
	オ 医療・介護関係者の研修		56
	カ 切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築		57
3	認知症高齢者等への支援の充実		58
	(1) 知識の普及と理解の促進		58
	ア 認知症ケアパスの普及		58
	イ 認知症ガイドの配布		58
	ウ 軽度認知障害スクリーニングテストの実施		58
	エ 若年性認知症への理解の促進		59
	(2) 認知症の人と家族への支援体制の強化		59
	ア 認知症サポーター養成事業		59
	イ 認知症カフェの地域展開		59
	ウ 認知症地域支援推進員の配置		59
	エ 認知症関連団体支援事業		59
	(3) 医療・介護・地域連携による適時・適切な予防・支援の推進		60
	ア 認知症相談の実施		60
	イ 認知症初期集中支援チームの配置【新規】		60
	ウ 函館地区高齢者のためのSOSネットワークシステム		60
	(4) 成年後見制度の利用促進		61
	ア 成年後見センターの設置・運営		61
	イ 市民後見人の養成		61
	ウ 成年後見制度利用支援事業		61

基本方針		ページ
基本施策		
個別施策		
事業名		ページ
II	自立した生活を送ることができる環境の整備	62
4	介護予防・健康づくりによる自立の推進	62
	(1) 介護予防の普及・啓発	63
	ア 介護予防の普及・啓発	63
	イ 介護予防教室	63
	ウ 介護予防体操の普及	63
	(2) 地域の主体的な介護予防活動の支援	64
	ア 地域住民グループの支援	64
	イ 介護予防体操リーダーの養成	64
	ウ 地域型介護予防体操教室	64
	エ 通いの場の運営支援【新規】	64
	オ 介護支援ボランティアポイント事業	64
	カ 暮らしのサポーター養成事業	65
	(3) 地域リハビリテーションの推進	65
	ア 地域リハビリテーション活動支援事業【新規】	65
	(4) 高齢期の健康づくり・疾病予防の推進	66
	ア 心身の健康の増進	66
	イ 感染症の予防	67
5	主体的な社会参加の促進	68
	(1) 支え合い活動への参加支援	68
	ア 介護支援ボランティアポイント事業	68
	イ 暮らしのサポーター養成事業	68
	ウ 生活支援体制整備事業	69
	(2) 生涯学習・スポーツ活動の推進	69
	ア 社会参加の促進	69
	イ 生涯学習の充実・促進	71
	ウ スポーツ活動の推進	72
	(3) 就業機会の拡大	73
	ア 高齢者の雇用の確保と促進	73
	イ シルバー人材センターへの支援	73
	ウ 就業支援の実施等	73
6	暮らしやすいまちづくりの推進	74
	(1) 市民協働の推進	74
	ア 市民活動への支援	74
	イ 町会活動への支援	74
	(2) 安心・安全な生活の確保	75
	ア 交通安全対策の強化	75
	イ 消費者・防犯意識の啓発	75
	ウ 防火・防災対策の強化	76
	(3) 福祉のまちづくりの推進	77
	ア 道路の整備	77
	イ 公園・緑地等の施設整備	77
	ウ 公共交通の利便性の向上	77
	(4) 高齢者向け住まいの充実	78
	ア 高齢者福祉施設への入所・入居	78
	イ 高齢者向け住宅の供給確保	79
	ウ 住宅改修等への支援	80

基本方針		ページ
基本施策		
個別施策		
事業名		ページ
Ⅲ	安定した介護保険制度の構築	82
7	介護保険サービスの充実	82
(1)	施設・居住系サービス基盤の整備	82
ア	施設・居住系サービス基盤の整備の考え方	82
イ	第7期介護保険事業計画における施設・居住系サービス基盤の見込み	83
(2)	介護給付等対象サービスの利用見込み	84
ア	居宅サービス	84
イ	地域密着型サービス	88
ウ	施設サービス	91
エ	介護予防・生活支援サービス	92
(3)	介護保険料	93
ア	保険料基準額の算出	94
イ	所得段階別保険料(保険料率)	95
ウ	低所得者の保険料軽減	95
エ	平成37年度の保険料の見込み	95
8	介護保険制度の円滑な運営	96
(1)	情報発信の充実	96
ア	制度の周知・啓発	96
イ	介護サービスに関する情報提供	96
(2)	人材の確保および資質の向上	97
ア	サービス従事者の育成と質の向上	97
イ	介護職員の人材確保	97
ウ	介護サービスにおける事故防止の徹底	97
(3)	事業者への支援・指導体制の充実	98
ア	適正な事業者の指定	98
イ	事業者への指導・監査	98
(4)	低所得者向け施策の実施	99
ア	介護保険料の軽減	99
イ	介護保険料の減免	99
ウ	利用者負担の軽減	99
(5)	介護認定の公平性・公正性の確保	100
ア	訪問調査	100
イ	介護認定審査会	100
(6)	介護給付適正化計画の推進	100
	介護給付適正化計画の推進	100

第1節 基本方針Ⅰ 地域の支え合いの推進

施策の方向性

今後ますます高齢化が進行するなかで、地域とのつながりが弱く、孤立する高齢者の増加が懸念されます。住み慣れた地域で、高齢期の生活をその人らしく豊かに安心して営むことができるよう、地域住民をはじめ、民生委員・児童委員や町会等の地域の多様な支援者と連携しながら、地域包括支援センターを中心とした相談支援体制の充実を図り、共に支え合う地域づくりに取り組みます。

さらに、高齢者は加齢に伴い、疾病にかかりやすい、介護が必要となる人が多い、認知症の発症率が高いなどの特徴があり、医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者が増加しています。

こうした高齢者が自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、様々な局面で包括的かつ継続的な医療と介護を提供するため、医師会をはじめ関係団体と緊密に連携しながら、切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築に向けた取組を推進します。

また、認知症の人やその家族が孤立せず、地域の支え合いのなかで生活することができるよう、認知症に対する正しい知識と理解の普及・啓発や支援体制の強化に取り組みます。

基本施策1 共に支え合う地域づくりの推進

施策の目標 ・多様な人々の支え合いによる地域社会の実現をめざします
・支援を必要とする人へ早期に介入し適切な支援を行います

個別施策

- (1) 地域包括支援センターの機能強化
- (2) 地域ケア会議の推進
- (3) 高齢者の日常生活支援体制の充実・強化
- (4) 高齢者虐待防止の推進
- (5) 地域における見守り活動の推進
- (6) 介護に取り組む家族等への支援の充実
- (7) 高齢者在宅福祉サービスの充実
- (8) 福祉コミュニティエリアの整備

〔 成果指標 〕

指標		目標値	現状値
指標1	家族・親族以外に関わりが あまりない人の割合	7.5%未満 [平成31年]	7.5% [平成28年]
指標2	地域ケア会議への参加者数	1,454人超 [平成32年度]	1,454人 [平成28年度]
指標3	地域包括支援センターの 相談・対応件数	17,876件超(のべ) [平成32年度]	17,876件(のべ) [平成28年度]
指標4	養護者による高齢者虐待 の相談・通報件数に占める 虐待判断件数の割合	35.1%未満 [平成32年度]	35.1% [平成28年度]

< 主な取組 >

基本施策 1	個別施策(1) 地域包括支援センターの機能強化	
	ア	地域包括支援センターの体制整備
	イ	地域包括支援センターとの連携・協働
	ウ	地域包括支援センターの普及・啓発

取組の内容

ア 地域包括支援センターの体制整備

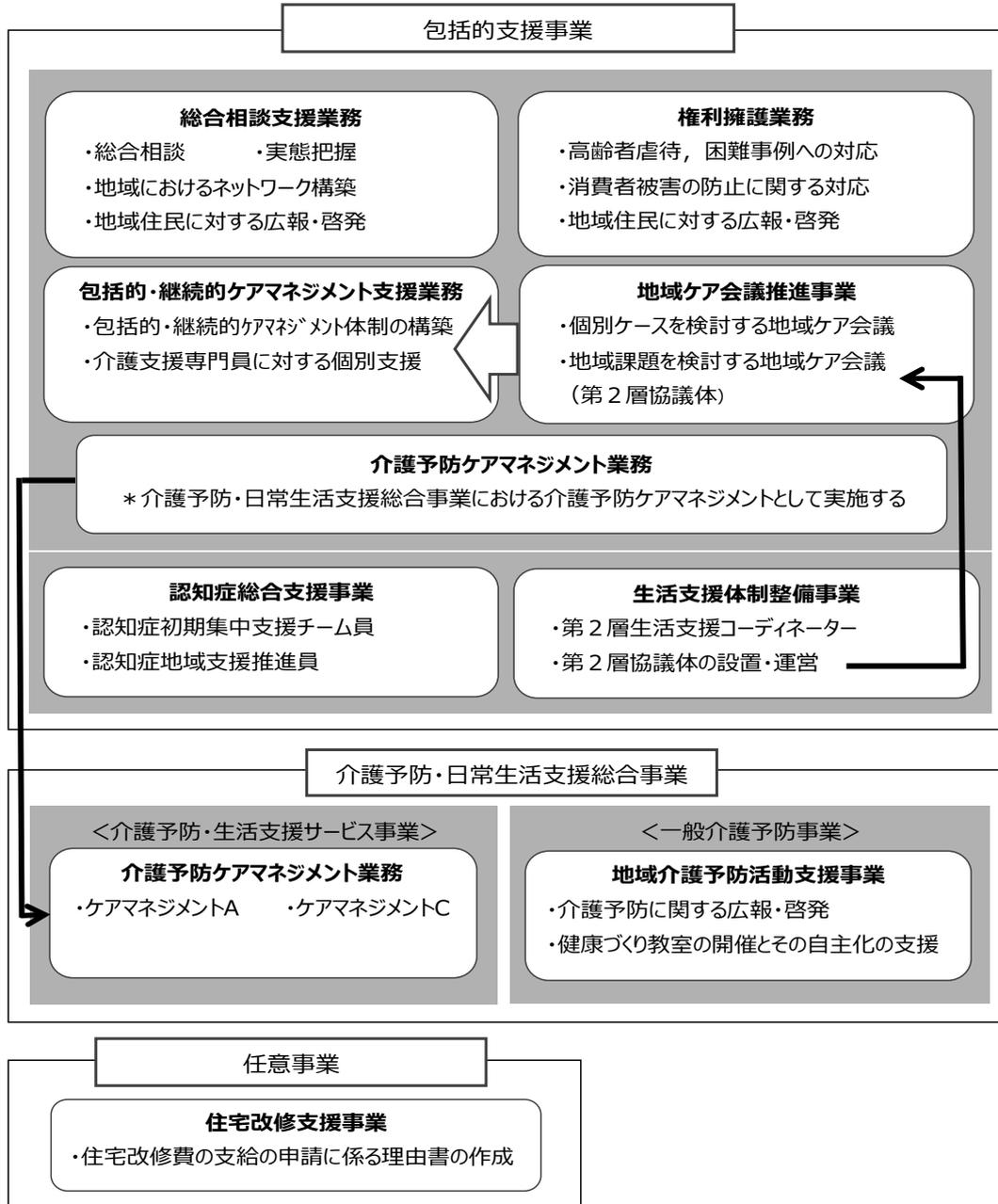
地域包括支援センターは、地域包括ケアの中核機関として、様々な相談対応やサービス等のコーディネートを行うにあたり、多分野にわたる専門知識や技術を必要とするとともに、総合相談支援業務をはじめとする各事業の実施においては、高齢者の自立支援や地域課題の解決に向けた、より積極的な地域との関わりが求められています。

地域包括支援センターが地域包括ケアシステム構築に向け、期待される役割を果たすとともに、実態把握や関係機関とのネットワーク構築などの活動を十分に行うことができるよう、高齢者の人口や新たに付加する機能等に応じた適切な職員配置を図ります。

また、今後、国が定める評価指標を踏まえ、事業評価の実施方法を見直すほか、地域包括支援センターの自己評価や市の事業評価を通じて、地域包括支援センターの事業の質の向上に努めます。

取組の内容

【地域包括支援センター運営事業体系】



＜地域包括支援センターが取り組む地域の重点課題＞

地域で生活する人々が高齢者を見守るとともに、誰かが異変に気づいたら相談できる地域づくりに向けて、以下の3点を重点課題として取り組みます。

- ① 地域で高齢者を支える関係機関との連携強化
- ② 地域住民に対する認知症の正しい理解と地域の見守りについての普及・啓発の強化
- ③ 住民主体の活動の場の拡充による地域づくり

取組の内容

イ 地域包括支援センターとの連携・協働

市の地域包括ケアに関わる課や相談窓口保健師や社会福祉士といった専門職を配置し、地域包括支援センターが適正かつ効果的に事業が実施できるよう連携を図ります。

(ア) 運営方針・活動計画の策定の連携

地域包括支援センターと協働し、取組の方向性や活動目標等を設定した運営方針を策定するほか、運営方針をもとに各地域包括支援センターが策定する活動計画やその遂行状況の自己評価、次年度の活動計画への反映といったPDCAサイクルによる事業展開に積極的に関わることにより、効果的な事業運営と事業の質の向上に努めます。

(イ) 地域包括支援センターとの協働

高齢者の複雑かつ多様化する相談や困難事例などに適切に対応するため、地域包括支援センターの職員と情報を共有しながら協働して課題解決を図るほか、定例的な協議の場を設けるとともに、地域包括支援センター連絡協議会が開催する会議や職能部会に参加し、意見交換や助言を行うなど、地域包括支援センターに対する支援を継続します。

ウ 地域包括支援センターの普及・啓発

地域包括支援センターが、サブネームである「高齢者あんしん相談窓口」として、地域の身近な相談先としての役割を果たせるよう、地域包括支援センターの機能や利用できる場面について、積極的に普及・啓発を図り、地域住民の認知度の向上に努めます。

トピックス

〔PDCA サイクル〕

Plan(計画), Do(実施), Check(評価), Action(改善)の頭文字をとったもので、行政政策や企業の事業活動にあたって、計画から見直しまでを一貫して行い、さらにそれを次の計画・事業に生かそうという考え方



基本施策 1	個別施策(2) 地域ケア会議の推進
	ア 地域ケア会議の開催
	イ 地域ケア会議体系の構築

取組の内容

ア 地域ケア会議の開催

地域住民、民生委員・児童委員など地域の支援者や専門的視点を有する多職種の参画により、地域ケア会議を開催し、高齢者やその家族に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を図るとともに、多職種・多機関が連携・協働し、地域包括支援ネットワークの構築を進めます。

(ア) 地域包括支援センターが主催する地域ケア会議

日常生活圏域において、地域住民および民生委員・児童委員などの地域の支援者、介護支援専門員(ケアマネジャー)等の多職種と連携・協働し、「個別ケースを検討する地域ケア会議」および「地域課題を検討する地域ケア会議」を開催し、個別ケースの支援を通じて、地域課題の把握を行うとともに、地域包括支援ネットワークの構築を進め、高齢者の自立支援や地域課題の解決に必要な社会資源の開発を推進します。

(イ) 市が主催する地域ケア会議(地域ケア全体会議)

日常生活圏域から抽出された地域課題を踏まえ、地域包括支援センターや関係機関、関連する会議体等と連携・協働し、『共に支え合うまち函館をめざして』をテーマに、「困った時に頼める人がいる」、「誰かの役に立っている」という市民が増えるよう、地域住民、関係機関、行政の総合力による地域づくりを行います。

トピックス

〔地域ケア会議〕

地域住民および民生委員・児童委員などの地域の支援者、介護支援専門員(ケアマネジャー)等の多職種が集まり、個別ケースの支援内容の検討や地域の課題について話し合う会議で、高齢者個人に対する支援の充実とともに、それを支える社会基盤の整備を同時に進める、地域包括ケアシステムを構築していくための手法のひとつです。



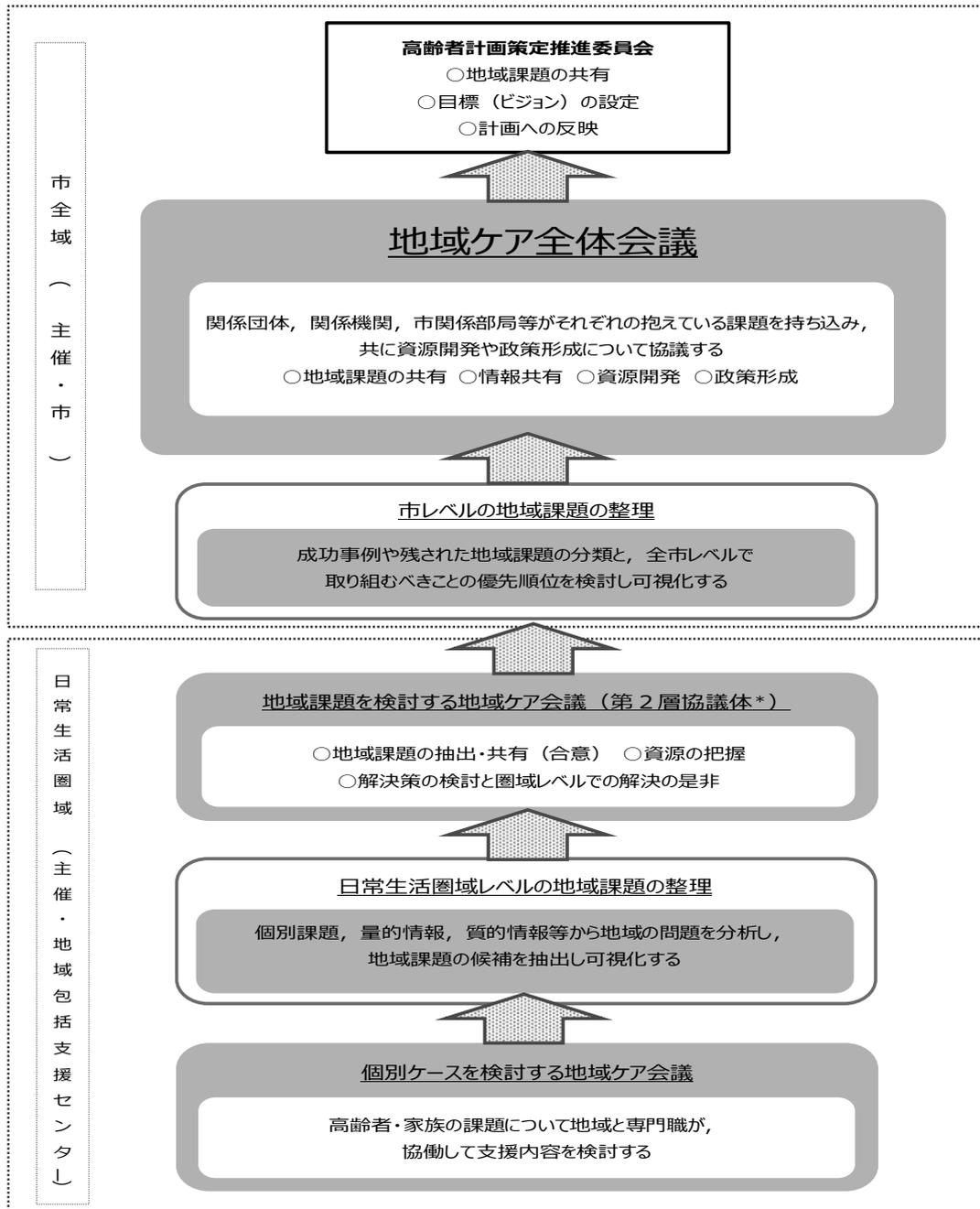
地域ケア全体会議の様子

取組の内容

イ 地域ケア会議体系の構築

地域包括支援センターと協働し、個別ケースを検討する地域ケア会議において自立支援型のケアマネジメント支援の視点を加えるほか、把握した地域課題の整理方法、既存の会議体等との連携体制を構築することについて検討を進めるなど、体系の構築と実効性のある仕組みづくりに取り組み、地域ケア会議の充実を図ります。

【函館市における地域ケア会議体系】



* 生活支援体制整備事業における、日常生活圏域(第2層)単位に設置する協議体のことをいう。(42ページ参照)

基本施策 1	個別施策(3) 高齢者の日常生活支援体制の充実・強化	
	ア	介護支援ボランティアポイント事業
	イ	くらしのサポーター養成事業
	ウ	生活支援体制整備事業

取組の内容

ア 介護支援ボランティアポイント事業

高齢者が介護施設等においてボランティア活動を行い、その実績に応じて付与されたポイントを換金する体制を構築することにより、高齢者の社会参加や地域貢献を積極的に奨励・支援し、高齢者の介護予防の推進を図ります。

また、地域の支え合いを広げていくため、ボランティアの活動内容や活動場所等の拡充について検討します。

イ くらしのサポーター養成事業

住民が主体となって行う生活支援や介護予防の活動等に携わるボランティア(くらしのサポーター)を養成するほか、サポーターが円滑に活動することができるよう、活動先の紹介や情報提供、助言などの支援をすることにより、地域における支え合いを推進します。

ウ 生活支援体制整備事業

市全域(第1層)および日常生活圏域(第2層)単位に配置する生活支援コーディネーターならびに設置する協議体において、住民の社会参加や地域の実情に応じた支え合いの仕組みづくり等を推進し、高齢者が安心して在宅生活を継続できる地域の実現をめざします。

(ア) 生活支援コーディネーター

社会参加を通じた地域の支え合いや介護予防に関する普及・啓発、生活支援・介護予防サービスに関する情報の把握、地域に不足するサービスの開発等の役割を担います。

(イ) 協議体

生活支援コーディネーターや社会福祉協議会、地縁団体、民間事業者等、地域における多様な主体間の情報共有や地域に応じた支え合いの仕組みづくりの検討の場としての役割を担います。

基本施策 1	個別施策(4) 高齢者虐待防止の推進	
	ア	高齢者虐待防止の普及・啓発
	イ	高齢者虐待防止ネットワークの構築
	ウ	高齢者虐待事例への対応

取組の内容

ア 高齢者虐待防止の普及・啓発

(ア) 地域住民および地域の支援者への普及・啓発

地域住民および民生委員・児童委員や町会等の地域の支援者に対し、市や地域包括支援センター等の対応窓口や高齢者の異変に気付く視点等について、高齢者虐待防止講演会の開催やリーフレットの配布、地域包括支援センターによる出前講座等を通じた普及・啓発を図ります。

(イ) 介護サービス事業者等への普及・啓発

介護サービス事業者等に対し、高齢者虐待防止に関する研修を実施し、高齢者虐待の未然防止や早期発見に向けたスキルアップを図ります。

また、新設の介護サービス事業所に対し、函館市高齢者虐待対応支援マニュアルを用い、発見の際の通報義務や虐待対応の流れ、身体拘束等について説明をすることにより、その普及・啓発を図ります。

イ 高齢者虐待防止ネットワークの構築

司法などの専門家や医療・介護分野、警察等の関係機関により構成する要援護高齢者・障がい者対策協議会を開催し、高齢者虐待の早期発見や要援護者に対する適切な支援を行うための関係者間とのネットワークを構築します。

また、地域包括支援センターにおいて、医療機関向けに作成した「相談シート*」の普及を図り、高齢者虐待の早期の発見と相談・連絡ができる体制の構築に努めます。

* 医療機関が地域包括支援センターへ連絡・相談するための様式で、虐待が疑われる高齢者に関する情報を記載するもの。高齢者虐待の通報義務のほか、相談・通報については個人情報漏えいに当たらないことを明記している。

取組の内容

ウ 高齢者虐待事例への対応

(ア) 養護者による高齢者虐待への対応

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」等の関係法令や、函館市高齢者虐待対応支援マニュアルに基づき、市の相談窓口配置する保健師、社会福祉士が中心となり、地域包括支援センターと連携し、高齢者の迅速かつ適切な保護および養護者に対する支援等を行います。

(イ) 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応

高齢者虐待防止法等の関係法令や、函館市高齢者虐待対応支援マニュアルに基づき、市の保健師、社会福祉士が中心となり事実確認を行い、虐待と判断した場合は、改善指導や行政処分を行います。

基本施策 1	個別施策(5) 地域における見守り活動の推進	
	ア	高齢者見守りネットワーク事業
	イ	地域の見守り活動の普及・啓発

取組の内容

ア 高齢者見守りネットワーク事業

(ア) 単身高齢者の実態把握

高齢者の孤立を防ぎ、支援が必要な方を早期に把握するため、地域包括支援センターが、介護サービス等を利用していない75歳以上の単身高齢者宅を訪問し、対象者の心身や生活の状況等について実態把握を行い、必要に応じ各種サービス利用等の適切な支援につなげます。

(イ) 地域見守り活動協定事業者等との連携

民間事業者等が業務中に支援や保護を求められた場合、または訪問先などで異変等を発見した際に、市に相談・通報することにより、迅速かつ適切な対応につなげられるよう、市内の民間事業者等と、地域見守り活動に関する協定を締結し、協力体制の構築を図ります。

イ 地域の見守り活動の普及・啓発

地域住民が共に支え合う地域の基盤づくりに向けて、地域包括支援センターと連携し、出前講座、リーフレットの配布等により、高齢者見守りネットワーク事業や地域での見守りの重要性について普及・啓発を図ります。

個別施策(6) 介護に取り組む家族等への支援の充実	
基本施策 1	ア 家族介護者交流事業
	イ 男性家族介護者交流事業
	ウ 介護マーク配付事業
	エ 家族介護支援員の配置
	オ 家族介護慰労事業
	カ 家族介護用品給付事業
	キ 認知症サポーター養成事業

取組の内容

ア 家族介護者交流事業

高齢者等を介護している家族を介護から一時的に解放し、介護者相互の交流を行うことにより、家族介護者の心身のリフレッシュを図ります。

【家族介護者交流事業参加者】

区分	実績		見込	計画			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
参加者数	39人	44人	78人	100人	100人	100人	100人

イ 男性家族介護者交流事業

男性家族介護者ならではの悩み、不安、介護負担を男性介護者相互の交流を通じ精神的な不安の解消を図ります。

【男性家族介護者交流事業実施状況】

区分	実績		見込	計画			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
開催回数	—	—	2回	4回	6回	6回	6回

ウ 介護マーク配付事業

認知症の人の介護は、他の人から見て介護していることがわかりにくいいため、介護者が偏見や誤解を受けることがないように、介護者であることを周囲に知らせる介護マークを作成し、周知および配付することにより、介護者を温かく見守り支え合う地域づくりを推進します。

エ 家族介護支援員の配置

高齢者や認知症の人在宅で介護している家族の介護負担を軽減するため、保健師等の専門職を配置し、介護の悩みや心配に対する相談に応じるなど、地域のなかで安心して生活できるよう支援するほか、働く家族に対する相談体制の充実について検討します。

取組の内容

オ 家族介護慰労事業

寝たきりや認知症の高齢者を介護サービスを利用せずに在宅で介護している家族に対し、介護による身体的、精神的および経済的な負担を軽減するため、慰労金を支給します。

【家族介護慰労事業実施状況】

区 分	実 績		見 込	計 画			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
支給件数	6 件	2 件	5 件	5 件	5 件	5 件	5 件

カ 家族介護用品給付事業

寝たきりや認知症の高齢者を在宅で介護している家族に対し、紙おむつの購入に要する費用負担を軽減するため、利用券を交付します。

【家族介護用品給付事業実施状況】

区 分	実 績		見 込	計 画			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
給付認定者数 (のべ)	2,278 人	1,882 人	2,424 人	2,408 人	2,545 人	2,690 人	2,690 人

キ 認知症サポーター養成事業

認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職場において、認知症の人やその家族を支援する認知症サポーターを養成します。

トピックス

〔認知症サポーター〕

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族を見守る応援者のこと。

サポーターには、その証としてオレンジ色のリストバンド（オレンジリング）をお渡しします。

<問合せ先>

函館市保健福祉部高齢福祉課 ☎ 21-3081



サポーターの証 オレンジリング

基本施策 1	個別施策(7) 高齢者在宅福祉サービスの充実	
	ア	ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業
	イ	東部地区外出支援サービス
	ウ	除雪サービス
	エ	寝具乾燥サービス
	オ	「食」の自立支援事業
	カ	高齢者生活援助員派遣事業
	キ	ショートステイ事業
	ク	シルバーハウジング生活援助員派遣事業
	ケ	在宅福祉ふれあいサービス事業
	コ	安心ボトル(救急医療情報キット)配付事業

取組の内容

ア ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業

ひとり暮らしの高齢者等で、身体が虚弱なため緊急事態に機敏に行動することが困難な方や突発的に生命に危険な症状が発生する持病を抱えている方などを対象に、火災や急病、その他の事故等の緊急時に消防本部へ通報できる装置を設置します。

【緊急通報システムの設置状況】

区 分	実 績		見 込
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
新規設置台数	211 台	161 台	208 台
年度末設置総数	1,894 台	1,721 台	1,638 台

イ 東部地区外出支援サービス

車いすの利用などで一般の交通機関を利用することが困難な東部地区居住の高齢者等を対象に、移送用車両で利用者の居宅と医療機関等との間の送迎を行います。

【東部地区外出支援サービスの実施状況】

区 分	実 績		見 込
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数(のべ)	3,762 人	3,796 人	3,924 人

取組の内容

ウ 除雪サービス

ひとり暮らしの高齢者等で、除雪を行うことが困難で家族等の支援を受けられない方を対象に、生活通路の確保のため、除雪や排雪、屋根の雪下ろしを行います。

【除雪サービス利用者数】

区 分	実 績		見 込
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数(のべ)	1,283 人	765 人	1,139 人

エ 寝具乾燥サービス

ひとり暮らしの高齢者等で、寝具の衛生管理が困難な方を対象に、寝具の乾燥を行います。

【寝具乾燥サービスの実施状況】

区 分	実 績		見 込
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数(のべ)	61 人	67 人	89 人

オ 「食」の自立支援事業

地域の事業者が実施している配食サービスを活用し、ひとり暮らしの高齢者等で、食事の調理が困難な方を対象に、定期的に食事を提供するとともに、利用者の安否確認を行います。

【「食」の自立支援事業の実施状況】

区 分	実 績		見 込	計 画			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
利用件数(のべ)	25,783 件	20,567 件	20,058 件				

カ 高齢者生活援助員派遣事業

ひとり暮らしの高齢者等を対象に、介護保険制度で対応できない草取りなどの家周りの手入れ等、一時的に軽易な生活援助サービスを行い、在宅で自立した生活を送ることができるよう支援します。

【高齢者生活援助員派遣の状況】

区 分	実 績		見 込
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数(のべ)	54 人	46 人	83 人

取組の内容

キ ショートステイ事業

在宅での自立した日常生活を営むことに支障がある高齢者で、介護している方の疾病などにより、介護保険の利用限度を超えて短期入所生活介護等の利用が必要と認められる方などに、一時的に短期入所生活介護施設等に入所させ、必要なサービスを提供します。

【ショートステイの実施状況】

区 分	実 績		見 込
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用日数(のべ)	447 日	419 日	524 日

ク シルバーハウジング生活援助員派遣事業

高齢者の特性に配慮し、バリアフリー化された市営住宅花園団地内のシルバーハウジングに生活援助員を配置し、居住者に対する生活指導・相談、安否確認、緊急時の対応等のサービスを提供します。

ケ 在宅福祉ふれあいサービス事業

社会福祉協議会が実施主体となり、町会単位で設置している在宅福祉委員会において、ひとり暮らしの高齢者等を対象に、訪問安否確認や家事援助、給食、訪問理美容のサービスを提供するほか、ボランティア団体への活動支援、健康・生きがいづくりなどに関する各種事業を実施します。

【在宅福祉ふれあいサービス事業の実施状況】

区 分	実 績		見 込
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
在宅福祉委員会数	125 委員会	124 委員会	130 委員会
協力員数	2,045 人	2,026 人	2,092 人
対象世帯数	5,700 世帯	5,624 世帯	5,815 世帯

コ 安心ボトル(救急医療情報キット)配付事業

65歳以上のひとり暮らしの高齢者等を対象に、かかりつけ医療機関や持病などを記載した情報用紙等を保管する安心ボトル(救急医療情報キット)を無料で配付し、万一の際の迅速で適切な救急活動に役立てることにより、高齢者の日常生活の安心と安全を図ります。

【安心ボトルの配付状況】

区 分	実 績		見 込
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
配付数	215 本	225 本	240 本

基本施策
1

個別施策(8) 福祉コミュニティエリアの整備

取組の内容

福祉コミュニティエリアは、東央部第1圏域に位置する日吉町4丁目の市営住宅団地跡地に、子どもからお年寄りまで、障がいの有無に関わらず、安全で安心して快適に暮らし続けられる住まいをはじめ、在宅の高齢者や障がい者などを支援する各種サービスを提供する事業所のほか、在宅での生活が困難な方のための施設などを整備するとともに、ふれあいや生きがいをもって共に支え合う地域コミュニティを形成することで、地域福祉を実践し、地域包括ケアシステムを構築するモデル的なエリアとして各種取組を進めます。

【福祉コミュニティエリアにおける主な事業】

- ・住宅(戸建て住宅, 集合住宅, サービス付き高齢者向け住宅など)
- ・多世代交流施設
- ・メディカルモール(在宅療養支援診療所など)
- ・広域型特別養護老人ホーム
- ・地域密着型特別養護老人ホーム
- ・認知症高齢者グループホーム
- ・地域密着型特定施設
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所
- ・院内保育所, 託児所
- ・総合相談窓口
- ・就労支援サービス
- ・生活支援サービス
- ・コミュニティ・カフェレストラン
- ・介護予防, 健康増進事業など
- ・生活利便施設(スーパーマーケット, コンビニエンスストアなど)
- ・道路, 公園, 広場, 共同駐車場など

6施設 223床

基本施策2 在宅医療・介護連携の推進

施策の目標 ・切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築に向けた取組を推進します

個別施策

(1) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

(2) 医療・介護連携支援センターの機能の充実

[成果指標]

指標		目標値	現状値
指標5	多職種連携研修参加機関数	361機関超 [平成32年度]	361機関 [平成28年度]

<主な取組>

基本施策 2	個別施策(1) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	
	ア	医療・介護連携支援センター運営委員会の設置
	イ	関係市町との連携

取組の内容

ア 医療・介護連携支援センター運営委員会の設置

医療・介護連携支援センターの活動評価を行い運営の充実を図るため、医療・介護の関係者で構成する医療・介護連携支援センター運営委員会を設置し、切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築に向けて必要な仕組みを協議します。

イ 関係市町との連携

行政区域を越えて在宅医療・介護サービスを利用する方がいる実態を踏まえ、入退院支援のルール、医療・介護連携のための情報共有ツール、急変時対応の仕組みなど、市において定めた仕組みやルールの広域的な連携の方法について、北海道の協力のもと関係市町と協議します。

基本施策 2	個別施策(2) 医療・介護連携支援センターの機能の充実	
	ア	地域の医療・介護の資源の把握
	イ	医療・介護関係者の情報共有の支援
	ウ	在宅医療・介護連携に関する相談支援
	エ	地域住民への普及・啓発
	オ	医療・介護関係者の研修
	カ	切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築

取組の内容

ア 地域の医療・介護の資源の把握

在宅療養を支える地域の医療機関や介護サービス事業所の情報を引き続き把握し、医療・介護連携支援センターのホームページ上に「在宅医療・介護連携マップ」を公表し、市民および医療・介護関係者へ活用を周知します。

イ 医療・介護関係者の情報共有の支援

患者・利用者の在宅療養生活における状態の変化等に応じて、医療・介護関係者間で速やかな情報共有を行うためのツールとして作成した「はこだて医療・介護連携サマリー」の運用状況の検証を行うとともに、ICTの活用による情報共有に向けた調査研究を進めます。

ウ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

医療・介護連携支援センターに看護師や社会福祉士の資格と介護支援専門員(ケアマネジャー)の資格を併せ持つ専門の相談員を配置し、市民や地域の医療・介護関係者からの相談対応、必要な情報提供のほか、関係者が円滑に連携するための調整・支援を積極的に行います。

エ 地域住民への普及・啓発

地域住民が在宅医療や介護について理解し、在宅での療養が必要になったときに必要なサービスを適切に選択できるよう、医療と介護の連携に関する各種の情報を、高齢者対象大学などの高齢者が集まるさまざまな場を通じて提供し、普及・啓発に取り組みます。

オ 医療・介護関係者の研修

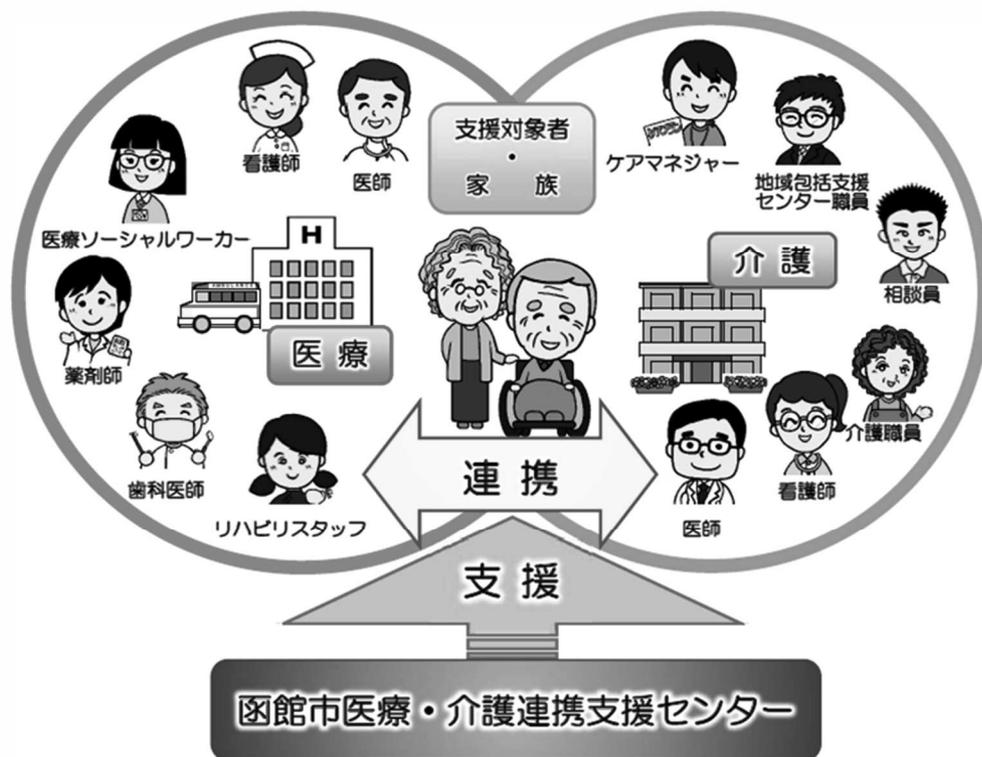
在宅医療や介護に関わる多様な職種間の相互理解を深め、専門的な知識の普及や資質の向上が図られるようさまざまな研修会を企画し、開催します。

また、市内の各関係機関が開催する研修情報等を一元化し、医療・介護連携支援センターのホームページ上に公表することにより、関係多職種が相互に学ぶことができる機会を情報提供します。

取組の内容

カ 切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築

患者・利用者の入退院時における医療・介護関係者間の連携のための標準的なルールとして作成した「はこだて入退院支援連携ガイド」の周知および運用状況の検証を行うほか、医療・介護連携における「急変時の対応」、「看取り」の局面における市内の各関係機関の好取組事例の調査研究とそのノウハウの拡大などに取り組めます。



医療・介護連携支援センター(問合せ先 電話 43-3939)

基本施策3 認知症高齢者等への支援の充実

施策の目標 ・ 認知症の人とその家族を支える地域づくりに取り組みます

個別施策

- (1) 知識の普及と理解の促進
- (2) 認知症の人と家族への支援体制の強化
- (3) 医療・介護・地域連携による適時・適切な予防・支援の推進
- (4) 成年後見制度の利用促進

[成果指標]

	指標	目標値	現状値
指標6	認知症地域支援推進員の人数	13人 [平成32年度末]	3人 [平成28年度末]

<主な取組>

基本施策 3	個別施策(1) 知識の普及と理解の促進	
	ア	認知症ケアパスの普及
	イ	認知症ガイドの配布
	ウ	軽度認知障害スクリーニングテストの実施
	エ	若年性認知症への理解の促進

取組の内容

ア 認知症ケアパスの普及

認知症の人やその家族が認知症と疑われる症状が発生した場合に、いつ、どこで、どのような支援を受ければよいか理解できるよう、状態に応じた適切な医療や介護サービスなどの提供の流れを示す認知症ケアパスを作成し、その普及に努めます。

イ 認知症ガイドの配布

認知症に早く気づき、症状を理解して適切に対応することができるよう、認知症ガイドを作成し、公共機関の窓口や医療機関、各相談窓口に設置します。

ウ 軽度認知障害スクリーニングテストの実施

認知症の予備軍とされる軽度認知障害(MCI)の疑いがある高齢者を早期に発見し、介護予防活動につなげるとともに、認知症の正しい知識の普及啓発や早期診断の契機とすることを目的にスクリーニングテストを実施します。

取組の内容

エ 若年性認知症への理解の促進

北海道とも連携し、若年性認知症への理解の促進を図るとともに、若年性認知症の人やその家族が、その状態に応じた適切な支援を受けることができるよう具体的な検討を進めます。

基本施策 3	個別施策(2) 認知症の人と家族への支援体制の強化	
	ア	認知症サポーター養成事業【再掲】
	イ	認知症カフェの地域展開
	ウ	認知症地域支援推進員の配置
	エ	認知症関連団体支援事業

取組の内容

ア 認知症サポーター養成事業【再掲 50ページ】

認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職場において、認知症の人やその家族を支援する認知症サポーターを養成します。

【認知症サポーター養成講座の実施状況】

区 分	実 績		見 込	計 画			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
実施回数	52 回	55 回	58 回	60 回	60 回	60 回	60 回
受講者数(のべ)	1,635 人	1,736 人	1,500 人				

イ 認知症カフェの地域展開

認知症の人やその家族、地域住民、専門職等が集い、認知症の人を支えるつながりを支援するとともに、認知症の人の家族の介護負担の軽減に資することを目的とした認知症カフェを、地域の身近な場所で実施します。

ウ 認知症地域支援推進員の配置

医療機関や介護サービス事業所および地域の支援機関との連携を図るための取組や、認知症の人やその家族に対する相談・支援事業などを行う認知症地域支援推進員の配置を拡充し、支援体制の強化を図ります。

エ 認知症関連団体支援事業

地域において自主的に認知症を予防する活動に取り組んでいるグループや認知症の人とその家族への相談・支援活動を行っている団体を支援します。

基本施策 3	個別施策(3) 医療・介護・地域連携による適時・適切な予防・支援の推進
	ア 認知症相談の実施
	イ 認知症初期集中支援チームの配置 【新規】
	ウ 函館地区高齢者のためのSOSネットワークシステム

取組の内容

ア 認知症相談の実施

市役所，地域包括支援センターをはじめとして，社会福祉協議会や認知症の家族会，認知症疾患医療センターにおいて電話，来所などによる相談に随時対応するなど，相談体制の充実を図ります。

イ 認知症初期集中支援チームの配置 **【新規】**

認知症になっても，本人の意思が尊重され，できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられることを目的として，認知症が疑われる人や認知症の人，およびその家族に対し，訪問，観察，評価，家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い，必要な医療・介護等のサービスにつなげ，自立生活の支援を行うための認知症の専門医や医療・介護の専門職からなる認知症初期集中支援チームを配置します。

ウ 函館地区高齢者のためのSOSネットワークシステム

徘徊などにより，行方不明となった認知症の高齢者等を北海道や警察署，周辺自治体等との連携，ならびに市のANSINメールによる市民への情報配信，捜索への協力の呼びかけにより速やかな保護に努めます。

【行方不明者の保護状況】

区 分	実 績		見 込
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
保護人数(のべ)	8 人	28 人	60 人

基本施策 3	個別施策(4) 成年後見制度の利用促進	
	ア	成年後見センターの設置・運営
	イ	市民後見人の養成
	ウ	成年後見制度利用支援事業

取組の内容

ア 成年後見センターの設置・運営

成年後見センターは、成年後見制度に係るワンストップサービス機関として設置されており、成年後見制度に関する相談・利用支援、普及啓発のほか、市民後見人の育成・指導・活動支援・受任調整、関係機関との連携などを行い、制度の利用促進を図ります。

イ 市民後見人の養成

成年後見制度利用者の増加に伴い、親族以外の第三者後見人等に対するニーズが高まっていることから、弁護士などの専門職以外の第三者後見人として市民後見人を養成します。

ウ 成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分で、成年後見制度の利用が有効と認められる認知症高齢者等が、身寄りがいない等の場合に、家庭裁判所への申立てを本人・親族に代わって市長が行うほか、制度の利用に係る費用負担が困難な方にその費用を助成します。

トピックス

〔成年後見制度〕

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、物事の判断能力が不十分な方に対し、本人の権利を守る援助者を選ぶことで法律的に支援する制度です。

＜問合せ先・相談先＞

函館市成年後見センター 函館市総合福祉センター(あいよる 21) 2階 ☎ 23-2600

成年後見人の役割					
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">身上監護</th> </tr> <tr> <td style="text-align: left;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住居に関すること (賃貸の契約,家賃の支払 など) ・ 福祉サービスに関すること (介護保険の利用手続き, 施設入所の手続き など) <p style="text-align: right;">等</p> </td> </tr> </table>	身上監護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住居に関すること (賃貸の契約,家賃の支払 など) ・ 福祉サービスに関すること (介護保険の利用手続き, 施設入所の手続き など) <p style="text-align: right;">等</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">財産管理</th> </tr> <tr> <td style="text-align: left;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収入(年金,給与等)や支出(生活費,公共料金等)の管理 ・ 預貯金,印鑑,権利証などの保管 ・ 金融機関との取引 ・ 不動産など重要な財産の管理保存 <p style="text-align: right;">等</p> </td> </tr> </table>	財産管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収入(年金,給与等)や支出(生活費,公共料金等)の管理 ・ 預貯金,印鑑,権利証などの保管 ・ 金融機関との取引 ・ 不動産など重要な財産の管理保存 <p style="text-align: right;">等</p>
身上監護					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 住居に関すること (賃貸の契約,家賃の支払 など) ・ 福祉サービスに関すること (介護保険の利用手続き, 施設入所の手続き など) <p style="text-align: right;">等</p>					
財産管理					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 収入(年金,給与等)や支出(生活費,公共料金等)の管理 ・ 預貯金,印鑑,権利証などの保管 ・ 金融機関との取引 ・ 不動産など重要な財産の管理保存 <p style="text-align: right;">等</p>					

第2節 基本方針Ⅱ 自立した生活を送ることができる環境の整備

施策の方向性

高齢者がそれぞれの健康状態を維持し、今後も自立した生活を営むことができるように、自らが介護予防や健康づくりに取り組むとともに、地域のつながりを維持し、生きがいをもって自分らしい生活を送ることができる環境づくりが重要になっています。

このため、高齢者一人ひとりが、身近な地域で心身や生活の状況に合わせた介護予防や健康づくりに取り組むことができるよう、地域のボランティア等と連携しながら多様な機会・場を確保し、住民主体の介護予防活動の取組を支援します。また、介護支援専門員(ケアマネジャー)や運動指導・リハビリテーション等の専門職と連携し、高齢者の自立支援に向けた取組を進めます。

さらに、高齢者が人と関わり、持てる力を発揮し、喜びと張り合いのある健康的な生活習慣を維持しながら、いつまでも安心していきいきと暮らすことができるよう、活動の機会・場を提供し、高齢者の主体的な社会参加の促進や、あらゆる主体が互いに連携したまちづくりを進めるとともに、安心・安全な生活環境の整備を進めます。

基本施策4 介護予防・健康づくりによる自立の推進

施策の目標 ・高齢者が主体的に身近な場所で介護予防と健康づくりに取り組む環境を整えます

個別施策

- (1) 介護予防の普及・啓発
- (2) 地域の主体的な介護予防活動の支援
- (3) 地域リハビリテーションの推進
- (4) 高齢期の健康づくり・疾病予防の推進

[成果指標]

	指標	目標値	現状値
指標7	介護予防教室の参加者数	7,487人超(のべ) [平成32年度]	7,487人(のべ) [平成28年度]
指標8	新規の要介護2以下の認定者数の割合(高齢者数比)	2.9%未満 [平成32年度]	2.9% [平成28年度]

< 主な取組 >

基本施策 4	個別施策(1) 介護予防の普及・啓発	
	ア	介護予防の普及・啓発
	イ	介護予防教室
	ウ	介護予防体操の普及

取組の内容

ア 介護予防の普及・啓発

高齢者の運動・生活機能の維持・向上につながる介護予防の普及・啓発のため、地域の要望に応じた健康教育・健康相談等を実施します。

また、関係機関や団体、研究機関、介護予防に取り組む事業者と連携し、講演会など様々な機会を通じて最新の介護予防研究情報等を広く市民に提供します。

【健康教育の開催回数と参加者数】

*平成28年度以降は下記ウを含む

区 分	実 績		見 込	計 画			
	平成27年度	平成28年度		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
開催回数	86回	106回	60回	60回	60回	60回	60回
参加者数(のべ)	1,542人	2,128人	2,000人	2,000人	2,000人	2,000人	2,000人

イ 介護予防教室

高齢者が自立した生活を続けることができるように、介護予防教室の効果的なあり方を研究しながら、継続して実施します。

【介護予防教室の開催回数と参加者数】

区 分	実 績		見 込	計 画			
	平成27年度	平成28年度		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
開催回数	128回	488回	518回	518回	518回	518回	518回
参加者数(のべ)	2,591人	7,487人	12,240人	12,390人	12,390人	12,390人	12,390人

ウ 介護予防体操の普及

高齢者自らが自宅や地域の集まりの場で、楽しみながら気軽に介護予防に取り組めるご当地体操として制作した「はこだて賛歌de若返り体操」の普及に努めるとともに、その体操を指導する体操アドバイザーの派遣を行います。

【体操アドバイザー派遣回数と受講者数】

区 分	実 績		見 込	計 画			
	平成27年度	平成28年度		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
派遣回数	—	32回	25回	25回	25回	25回	25回
受講者数(のべ)	—	852人	1,000人	1,000人	1,000人	1,000人	1,000人

基本施策 4	個別施策(2) 地域の主体的な介護予防活動の支援	
	ア	地域住民グループの支援
	イ	介護予防体操リーダーの養成
	ウ	地域型介護予防体操教室
	エ	通いの場の運営支援 【新規】
	オ	介護支援ボランティアポイント事業 【再掲】
	カ	くらしのサポーター養成事業 【再掲】

取組の内容

ア 地域住民グループの支援

地域において介護予防に主体的に取り組んでいる住民グループが、効果的に介護予防活動を行えるよう、助言・指導を行うとともに、介護予防体操リーダーやボランティアの紹介・派遣などの支援を行います。

イ 介護予防体操リーダーの養成

簡単で気軽に楽しめる「はこだて賛歌de若返り体操」など介護予防体操の指導や地域での介護予防活動の運営に参画が期待できる介護予防体操リーダーを養成し、地域における介護予防の取組を推進します。

ウ 地域型介護予防体操教室

地域の身近な場所で、身体機能に応じたコース別プログラムによる体操教室のほか、地域ボランティアと連携して体操の実践やレクリエーション等を行う体操教室を実施します。

エ 通いの場の運営支援 【新規】

高齢者等を対象とした体操とレクリエーション等を継続的に行う、住民主体の通いの場の立ち上げや運営に関する支援をすることにより、地域における介護予防活動の拡大と高齢者の社会参加の促進を図ります。

オ 介護支援ボランティアポイント事業 【再掲 46ページ】

高齢者が介護施設等においてボランティア活動を行い、その実績に応じて付与されたポイントを換金する体制を構築することにより、高齢者の社会参加や地域貢献を積極的に奨励・支援し、高齢者の介護予防の推進を図ります。

また、地域の支え合いを広げていくため、ボランティアの活動内容や活動場所等の拡充について検討します。

取組の内容

カ 暮らしのサポーター養成事業【再掲 46ページ】

住民が主体となって行う生活支援や介護予防の活動等に携わるボランティア(暮らしのサポーター)を養成するほか、サポーターが円滑に活動することができるよう、活動先の紹介や情報提供、助言などの支援をすることにより、地域における支え合いを推進します。

【暮らしのサポーター養成事業実施状況】

区 分	実 績		見 込	計 画			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
実施回数	—	2 回	3 回	3 回	3 回	3 回	3 回
修了者	—	63 人	99 人	120 人	120 人	120 人	120 人

基本施策
4

個別施策(3) 地域リハビリテーションの推進

ア 地域リハビリテーション活動支援事業【新規】

取組の内容

ア 地域リハビリテーション活動支援事業【新規】

リハビリテーションの専門職(理学療法士, 作業療法士, 言語聴覚士)が高齢者の有する能力を評価し, 改善の可能性を助言するなど, 地域における介護予防・自立支援の取組の機能強化を図るため, 以下の事業を行います。

- (ア) 地域住民への介護予防に関する技術的助言
- (イ) 介護職員等(介護サービス事業所に従事する方を含む)への介護予防に関する技術的助言
- (ウ) 地域ケア会議やサービス担当者会議におけるケアマネジメント支援

基本施策 4	個別施策(4) 高齢期の健康づくり・疾病予防の推進	
	ア	心身の健康の増進
	イ	感染症の予防

取組の内容

ア 心身の健康の増進

高齢者が健康でいきいきと豊かに暮らしていくためには、認知症や寝たきりなどの要介護状態になることなく、自立して生活できる期間(健康寿命)の延伸を図っていく必要があることから、市民一人ひとりのライフステージと心身の状態に応じた健康づくりを推進します。

(ア) 生活習慣病の予防

健康診査のほか、がん検診、骨粗しょう症検診、健康教育、健康相談等を実施し、疾患の早期発見、食事や運動などの生活習慣の改善に関する保健指導、健康管理に関する正しい知識の普及を図ります。

a 健康教育の実施

成人および高齢者を対象に、生活習慣病予防や健康づくり等に関する正しい知識の普及を図るため健康教育を実施します。

b 健康相談

心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導および助言を行い、家庭における健康管理を支援します。

c 訪問指導の実施

家庭において療養するうえで保健指導が必要な方に対し、心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図るため、保健師が訪問して本人およびその家族に対し必要な保健指導を実施します。

(イ) 健康づくり事業の実施

健康づくりは、市民一人ひとりが自分の健康は自分で守るという自覚と認識のもとに実践することが基本であり、市は健康づくりのための三本柱「栄養・運動・休養」のほか、禁煙、適正飲酒などの普及啓発を図り、市民の健康づくりの協力支援を行います。

取組の内容

a ヘルスメイト(食生活改善推進員)の育成

地域住民に対する食育の推進や健康づくりの担い手として、食生活を通じた健康づくりのボランティア活動を行うヘルスマイト(食生活改善推進員)を育成します。

【ヘルスマイト(食生活改善推進員)の育成状況】

区分	実績		見込
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
養成講座修了者数	7人	15人	20人

b 歯科健診の実施

口腔保健センターにおいて歯科保健事業を実施します。

【口腔保健センターの利用状況(60歳以上)】

項目	実績		見込
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	157人	140人	135人

c 健康増進センターの運営

生活習慣病を未然に防ぎ、認知症や寝たきりにならないで生活できる健康寿命を延ばすため、市民が手軽に安心して健康づくりのための運動を実践できる健康増進センターを運営します。

【健康増進センターの利用状況(65歳以上)】

区分	実績		見込
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	15,858人	16,658人	16,020人

イ 感染症の予防

高齢者の感染症の発症や重症化を予防するために、予防接種法に基づく各種の定期予防接種の費用を助成します。

【予防接種の実施状況(高齢者)】

区分	実績		見込
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
インフルエンザ予防接種者数	43,184人	44,529人	44,473人
肺炎球菌感染症予防接種者数	6,600人	7,067人	7,118人

基本施策5 主体的な社会参加の促進

施策の目標 ・高齢者が地域社会に主体的に参加できる環境を整えます

個別施策

- (1) 支え合い活動への参加支援
- (2) 生涯学習・スポーツ活動の推進
- (3) 就業機会の拡大

[成果指標]

	指標	目標値	現状値
指標9	会・グループ（町会，趣味のサークル等）への参加割合	51.9%超 [平成31年]	51.9% [平成28年]

< 主な取組 >

基本施策 5	個別施策(1) 支え合い活動への参加支援	
	ア	介護支援ボランティアポイント事業【再掲】
	イ	くらしのサポーター養成事業【再掲】
	ウ	生活支援体制整備事業【再掲】

取組の内容

ア 介護支援ボランティアポイント事業【再掲 46ページ】

高齢者が介護施設等においてボランティア活動を行い，その実績に応じて付与されたポイントを換金する体制を構築することにより，高齢者の社会参加や地域貢献を積極的に奨励・支援し，高齢者の介護予防の推進を図ります。

また，地域の支え合いを広げていくため，ボランティアの活動内容や活動場所等の拡充について検討します。

イ くらしのサポーター養成事業【再掲 46ページ】

住民が主体となって行う生活支援や介護予防の活動等に携わるボランティア(くらしのサポーター)を養成するほか，サポーターが円滑に活動することができるよう，活動先の紹介や情報提供，助言などの支援をすることにより，地域における支え合いを推進します。

取組の内容

ウ 生活支援体制整備事業 【再掲 46ページ】

市全域(第1層)および日常生活圏域(第2層)単位に配置する生活支援コーディネーターならびに設置する協議体において、住民の社会参加や地域の実情に応じた支え合いの仕組みづくり等を推進し、高齢者が安心して在宅生活を継続できる地域の実現をめざします。

(ア) 生活支援コーディネーター

社会参加を通じた地域の支え合いや介護予防に関する普及・啓発、生活支援・介護予防サービスに関する情報の把握、地域に不足するサービスの開発等の役割を担います。

(イ) 協議体

生活支援コーディネーターや社会福祉協議会、地縁団体、民間事業者等、地域における多様な主体間の情報共有や地域に応じた支え合いの仕組みづくりの検討の場としての役割を担います。

基本施策 5	個別施策(2) 生涯学習・スポーツ活動の推進	
	ア	社会参加の促進
	イ	生涯学習の充実・促進
	ウ	スポーツ活動の推進

取組の内容

ア 社会参加の促進

高齢者が地域社会の主要な構成員であることを自覚し、自らの経験や能力を生かして活動することは、生きがいづくりの一つの手段でもあり、活力ある地域社会を築くうえでも重要であることから、生きがい活動の支援に努めるとともに、交流の機会や場の整備・充実を一層促進するなど、高齢者の社会参加の拡大を図ります。

(ア) 老人クラブに対する支援

老人クラブでは、高齢者の知識および経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を行っており、各老人クラブに運営費補助金を交付するとともに、老人クラブに対する指導事業や高齢者の社会活動を促進するための事業を実施している老人クラブ連合会に運営費補助金を交付します。

取組の内容

【老人クラブの加入状況】

区 分	実 績		見 込
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
クラブ数	116	114	113
会員数	6,577 人	6,212 人	5,879 人
60 歳以上加入率	6.1%	5.8%	5.4%

(イ) 高齢者交通料金助成事業の実施

70歳以上の高齢者を対象に、市電・函館バス共通の専用乗車カードを半額で購入できる高齢者交通料金助成券を交付していましたが、平成30年度からはICカードシステムに対応した新たな交通料金助成事業を実施します。

【高齢者交通料金助成券の交付状況】

区 分	実 績		見 込
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
交付人数	36,665 人	37,251 人	38,229 人

(ウ) 老人福祉センター

老人福祉センターは、地域の高齢者が集い、交流を深め教養の向上を図るとともに健康などの相談に応じる施設として市内4か所に設置しており、高齢者の閉じこもりの防止、生きがいづくりや地域におけるふれあいの場として活用されていますが、美原老人福祉センターは老朽化が進んでいることから、平成32年度に亀田地区統合施設内への移転を予定しています。

【老人福祉センターの利用者数】

区 分	実 績		見 込
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
湯川老人福祉センター (問合せ先 電話 57-6061)	68,661 人	66,935 人	65,600 人
谷地頭老人福祉センター (問合せ先 電話 22-0264)	86,072 人	86,077 人	87,000 人
美原老人福祉センター (問合せ先 電話 43-5666)	54,729 人	50,954 人	49,500 人
総合福祉センター内老人福祉センター (問合せ先 電話 22-6262)	56,970 人	53,469 人	52,100 人

取組の内容

(エ) ふらっとDaimon(高齢者等交流スペース)

函館駅前地区に高齢者などの交流や憩いの場の提供、福祉ボランティア活動の支援、福祉ショップや高齢者への生涯学習の場を設け、誰もが気軽に訪れることができ、居心地の良い空間を提供することにより、地域福祉を推進するとともに、中心市街地の賑わいを創出します。

【ふらっとDaimonの利用者数】

区 分	実 績		見 込
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
一般利用	—	11,328 人	31,002 人
各種講座	—	1,399 人	8,378 人
高齢者対象大学	—	2,152 人	7,682 人
イベント等	—	1,565 人	3,136 人
合計	—	16,444 人	50,198 人

イ 生涯学習の充実・促進

高齢者を含めた全ての人々が、生涯にわたって学習活動を行うことができるよう、多様な学習機会の提供に努めます。

(ア) 地域における学習環境の整備

図書館や公民館、小中学校等において、各種講座・教室の開催などをはじめとする学習事業を行います。

(イ) まなびっと広場の実施

学習活動を単位認定するシステムである「まなびっと広場」を実施します。

トピックス

〔ふらっと Daimon〕

- ・場 所 棒二森屋 アネックス 6 階
- ・営業時間 10 時～17 時
- ・定 休 日 月曜日,12 月 29 日～1 月 3 日
- ・問合せ先 ☎ 26-1188



健康体操教室の様子

取組の内容

(ウ) 高齢者対象大学等の開講

高齢者が楽しみながら知識や教養を身につけ、仲間づくりを通して生きがいのある生活を実現し、豊富な社会経験・人生経験を地域社会に生かすための学習の場を提供します。

【高齢者対象大学等の受講者数】

区 分		実 績		見 込
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
函館市 高齢者 大学*	青柳校	250 人	248 人	224 人
	湯川校	254 人	250 人	250 人
	大門校	—	125 人	232 人
函館市亀田老人大学*		350 人	310 人	305 人
戸井地区ふれあい学園(のべ) (問合せ先 電話 82-3150)		232 人	171 人	170 人
恵山ふれあいいいきき大学(のべ) (問合せ先 電話 85-2222)		296 人	183 人	210 人
高齢者ふれあいいいきき学級 (楳法華)(のべ) (問合せ先 電話 86-2451)		52 人	37 人	40 人
南茅部沿岸漁業大学高齢者専科* (のべ)		40 人	34 人	35 人

* 函館市高齢者大学・函館市亀田老人大学
(問合せ先 電話21-3445(函館市教育委員会生涯学習部生涯学習文化課内))
南茅部沿岸漁業大学高齢者専科
(問合せ先 電話25-3789(函館市教育委員会生涯学習部南茅部教育事務所内))

ウ スポーツ活動の推進

「スポーツ健康都市宣言」の理念を踏まえ、市民誰もが生涯にわたってスポーツや健康づくりに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現をめざし、スポーツ活動の機会の提供に努めます。

(ア) 総合型地域スポーツクラブの育成・支援

スポーツを通じて地域住民の健康増進と交流を進める総合型地域スポーツクラブの育成・支援を行います。

(イ) スポーツ大会、レクリエーションの開催

世代を超えて多くの市民が参加できるスポーツ大会、レクリエーションの開催を推進します。

基本施策 5	個別施策(3) 就業機会の拡大	
	ア	高年齢者の雇用の確保と促進
	イ	シルバー人材センターへの支援
	ウ	就業支援の実施等

取組の内容

高齢者の就業の機会を広げることは、経済的な面ばかりではなく、生きがいづくりや健康保持の面から重要であることから、高年齢者*が健康で意欲と能力がある限り年齢にかかわらず働き続けることができるよう、高年齢者の雇用確保や就業機会の拡大を図ります。

ア 高年齢者の雇用の確保と促進

高年齢者雇用確保措置として、65歳までの定年年齢の引き上げ、希望者全員を対象とする65歳までの継続雇用制度の導入、定年制の廃止のいずれかの実施について、市内企業への周知に努めるとともに、企業が高年齢者の経験や技術を生かすことができるよう、高年齢者の雇用を促進する奨励金や助成金などの制度についてもホームページ等で周知します。

イ シルバー人材センターへの支援

高年齢者の就業機会の増大と福祉の増進をめざし、家事援助・介助サービスをはじめ、草刈り、塗装など幅広い分野のサービスを提供している公益社団法人函館市シルバー人材センター(問合せ先 電話26-3555)に対する支援を継続します。

【シルバー人材センターの事業実施状況】

区分	実績		見込
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
会員数	996人	919人	1,150人
就業延日人員	109,307人	102,808人	124,200人
受注件数	9,424件	8,589件	11,000件
受注額	322,775千円	294,220千円	318,000千円

ウ 就業支援の実施等

就業支援施設であるジョブサロン函館(テーオーデパート内:問合せ先 電話31-6060)において、高齢者のスキルや経験、適性を見極め、再就職を促進するためのカウンセリングや就職セミナー等を実施します。

* 高年齢者:55歳以上の人(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律)

基本施策6 暮らしやすいまちづくりの推進

施策の目標 ・高齢者が地域でいきいきと暮らせる生活環境の整備を進めます

個別施策

- (1) 市民協働の推進
- (2) 安心・安全な生活の確保
- (3) 福祉のまちづくりの推進
- (4) 高齢者向け住まいの充実

< 主な取組 >

基本施策 6	個別施策(1) 市民協働の推進	
	ア	市民活動への支援
	イ	町会活動への支援

取組の内容

誰もがいきいきと自分らしく暮らすことができる地域社会の実現をめざし、市民や団体、行政といったあらゆる主体が互いに連携し、協働でまちづくりを進めるため、市民活動や町会活動への支援など、市民協働を推進します。

ア 市民活動への支援

市民や団体等が自ら主体的にまちづくりに取り組むことができる環境を整備するため、情報提供や各種相談、活動場所の提供など、市民主体のまちづくり活動を支援します。

【函館市地域交流まちづくりセンター(問合せ先 電話22-9700)入館者数の推移】

区 分	実 績		見 込
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
入館者数	123,490 人	122,834 人	122,800 人

イ 町会活動への支援

町会活動に係る経費の支援や、活動拠点となる会館の建設、備品・設備整備等に対する助成を行います。

基本施策 6	個別施策(2) 安心・安全な生活の確保	
	ア	交通安全対策の強化
	イ	消費者・防犯意識の啓発
	ウ	防火・防災対策の強化

取組の内容

ア 交通安全対策の強化

高齢者の交通事故を抑制するため、交通ルール等の習得はもとより、高齢者自身に加齢に伴う身体機能の低下による交通行動への影響を理解してもらえるよう、交通安全教室の開催などの取組を進めます。

(ア) 交通安全教室の開催

関係団体等と連携して高齢者の交通安全教室等を開催し、事故の実態に応じた具体的な指導を行います。

(イ) 夜光反射材の普及促進

交通事故防止のための夜光反射材について、交通安全教室等を通じ、その効果・必要性を周知するとともに、普及促進に努めます。

イ 消費者・防犯意識の啓発

高齢者が強引な訪問販売、訪問買取、振り込め詐欺などによるトラブルに巻き込まれるケースが増えており、特にひとり暮らしの高齢者には、注意を促す情報を伝えることが必要となっていることから、関係機関と連携し、意識の啓発に努めます。

(ア) 救済制度の周知・啓発

トラブルの事例の紹介など、消費者被害の未然防止のための情報提供やクーリングオフ制度などの救済制度の周知・啓発を図ります。

(イ) 相談窓口

函館市消費生活センター(問合せ先 電話26-4646)や函館市市民部くらし安心課での相談を受け付けます。

取組の内容

ウ 防火・防災対策の強化

災害の発生を未然に防止し、災害による被害を最小限に止めるためには、公的機関による防災活動のみならず自主的な防災活動が重要な役割を果たすことから、自主防災組織への支援に努めるとともに、災害時には、高齢者など要配慮者が大きな被害を受けやすいことを踏まえ、避難支援対策を進めます。

(ア) 防火訪問の実施

消防職員・団員による一般家庭への防火訪問の際に、住宅用火災警報器の設置推進や適切な維持管理の周知を行うほか、日常の火気取扱いに対する安全確保などを行います。

(イ) 自主防災組織に対する支援

町会単位で設立される自主防災組織を育成するため、情報提供、訓練の協力、研修の実施、防災資機材貸与などの支援を行います。

また、防災総合訓練や出前講座、自主防災リーダー養成研修など、訓練や研修会を通じ、地域住民の防災意識の啓発と知識の向上に努めるほか、平成28年度に発足した函館市自主防災組織ネットワーク協議会の連携により、組織間の情報共有や合同避難訓練などを実施し、地域防災力の強化を進めます。

(ウ) 避難行動要支援者に対する支援

函館市避難行動要支援者支援計画に基づき、避難支援が必要となる方を把握するため、避難行動要支援者の名簿の作成・更新を行い、地域で協力・連携して支援します。

基本施策 6	個別施策(3) 福祉のまちづくりの推進	
	ア	道路の整備
	イ	公園・緑地等の施設整備
	ウ	公共交通の利便性の向上

取組の内容

高齢歩行者等の安全を確保するための道路環境の整備，誰もが安心して利用できる都市公園の整備や利便性の高い公共交通の構築を進めます。

ア 道路の整備

高齢者・障がい者が数多く通行している公共施設周辺における歩道の段差や勾配の解消，視覚障害者誘導用点字ブロックを設置し，歩道のバリアフリー化を進めます。

また，滑り止め対策として，通行の円滑化と冬期間における歩行者の安全確保を図るため，横断歩道内での凍結抑制舗装を行います。

イ 公園・緑地等の施設整備

地域住民に，スポーツ・レクリエーション，健康づくり，地域コミュニティの活動の場として，良好な緑のオープンスペースを提供するため，公園・緑地等の施設整備を進めます。

また，高齢者の健康志向に対応するため，健康器具を設置し，高齢者の利用促進を図ります。

ウ 公共交通の利便性の向上

買い物や通院などの市民生活に欠くことができない公共交通について，将来にわたって持続可能な公共交通網を構築するため，効率的で分かりやすいバス路線網への再編を進めます。

また，高齢利用者の利便性，安全性の向上を図るため，超低床ノンステップバスや低床電車の導入を促進します。

基本施策 6	個別施策(4) 高齢者向け住まいの充実	
	ア	高齢者福祉施設への入所・入居
	イ	高齢者向け住宅の供給確保
	ウ	住宅改修等への支援

取組の内容

ア 高齢者福祉施設への入所・入居

ひとり暮らしなど在宅での生活に不安のある方を対象とした介護保険施設以外の老人福祉施設等については、地域的な配置や既存の社会福祉施設などの社会資源の状況、さらには入所(入居)希望の動向等を考慮しながら、良質なサービスの提供を図ります。

(ア) 養護老人ホーム

介護の必要性は低いものの、家庭環境上の理由や経済的理由により在宅において生活することが困難な方に対して、市の措置により養護老人ホームへの入所を進めます。

なお、入所後に要介護度が重くなるなど、介護の必要性が高くなった場合には、介護保険制度による特定施設入居者生活介護のサービスを施設内で受けることができます。

【養護老人ホームの整備状況】

区 分	実 績		見 込
	平成 27 年度末	平成 28 年度末	平成 29 年度末
施設数	2 か所	2 か所	2 か所
入所定員	270 人	270 人	270 人

(イ) 軽費老人ホーム(ケアハウス)

家庭環境や住宅事情に加え、身体的な理由から在宅において独立して生活することに不安のある方について、ケアハウスへの入所を進めますが、施設の運営費に対する財政負担等も勘案し、計画期間中の整備は行いません。

また、ケアハウスの新規の特定施設入居者生活介護の指定については、法人の意向がなかったことから、行わないこととします。

【軽費老人ホーム(ケアハウス)の整備状況】

区 分	実 績		見 込
	平成 27 年度末	平成 28 年度末	平成 29 年度末
施設数	5 か所	5 か所	5 か所
入所定員	205 人	205 人	205 人

取組の内容

(ウ) 生活支援ハウス

自立または要支援と判定され、在宅での生活に不安のある高齢者に対し、介護支援機能、居住機能および交流機能を備えたサービスを総合的に提供する生活支援ハウスへの入居を市の決定により進めます。

【生活支援ハウスの整備状況】

区 分	実 績		見 込
	平成 27 年度末	平成 28 年度末	平成 29 年度末
施設数	3 か所	2 か所	2 か所
入所定員	38 人	21 人	21 人

(エ) 有料老人ホーム

入居サービスおよび介護や生活支援等のサービスを提供する高齢者向けの居住施設である有料老人ホームについては、適切なサービス提供が行われるよう指導助言します。また、未届けの施設があることから、設置者に対し届出を行うよう指導します。

【有料老人ホームの整備状況】

区 分	実 績		
	平成 27 年度末	平成 28 年度末	平成 29 年 9 月末
施設数	53 か所	61 か所	64 か所
入所定員	1,953 人	2,313 人	2,311 人

イ 高齢者向け住宅の供給確保

今後の高齢化のさらなる進行に伴い、高齢者の単身または夫婦のみの世帯の増加が続くと見込まれており、高齢者が在宅で安心して暮らせる住宅が求められていることから、高齢者が在宅で自立した生活が営めるよう、多様な居住支援サービスが付加された住宅が確保できる取組などを進めます。

(ア) サービス付き高齢者向け住宅の登録情報の公開

居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の整備に加え、安否確認や生活相談サービスの提供により、高齢者が安心して暮らすことができる環境を整えた住まいであるサービス付き高齢者向け住宅について、制度に基づき登録された住宅に関する情報をインターネットや窓口等で公開します。

【サービス付き高齢者向け住宅の登録状況】

区 分	実 績		見 込
	平成 27 年度末	平成 28 年度末	平成 29 年度末
住宅数	39 件	39 件	41 件
戸 数	1,200 戸	1,210 戸	1,266 戸

取組の内容

(イ) 市営住宅への優先入居

住宅市場において、負担能力に見合った家賃の住宅の確保が困難な高齢者の入居機会を拡大するため、市営住宅において、福祉サービスと連携したシルバーハウジングを花園団地において継続して供給するほか、既存住宅の単身あるいは二人世帯向け住戸などを特定目的住宅として指定し、高齢者が優先して入居することができる住宅の供給に努めます。

【特定目的住宅の指定状況】

区 分	実 績		見 込
	平成 27 年度末	平成 28 年度末	平成 29 年度末
戸 数	1,479 戸	1,479 戸	1,479 戸

ウ 住宅改修等への支援

高齢者の身体の状況に応じた、きめ細かな住宅の改修方法などについて、安心して相談できる体制の充実に努めるとともに、トイレや浴室などの改修に必要な費用の一部を助成します。

(ア) 相談窓口の設置

住宅改修の相談窓口として、一般財団法人函館市住宅都市施設公社(問合せ先電話40-3607)が住まいに関する様々な相談に対し、アドバイスを行います。

(イ) 既存住宅のバリアフリー化の促進

住宅のバリアフリー化の各補助制度について、制度の周知に努め、利用を促進します。

a 函館市住宅リフォーム補助制度(バリアフリー改修工事など)

対象者:市内に自らが所有し、居住する住宅を改修する方、

市内に所有している住宅を改修して居住する方

補助額:市が定めた基準額の20%以内、上限20万円

【函館市住宅リフォーム補助件数】

区 分	実 績		見 込
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
補助件数	49 件	62 件	68 件
うちバリアフリー改修補助件数	44 件	52 件	59 件

取組の内容

b 函館市いきいき住まいリフォーム助成事業

対象者：所得税非課税世帯に属する身体機能の低下した高齢者，
重度の身体障がい者

助成額：改造工事に要する費用の2/3，上限50万円

【函館市いきいき住まいリフォーム助成件数】

区分	実績		見込
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
助成件数	4件	1件	5件

c 介護保険サービスの住宅改修

対象者：在宅の要支援，要介護者

支給額：改造工事に要する費用の9/10(8/10, 7/10)，上限20万円

【介護保険サービスの住宅改修支給件数】

区分	実績		見込
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
支給件数	1,279件	1,104件	1,212件

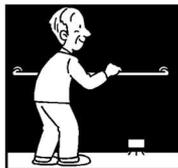
トピックス

〔介護保険サービスの住宅改修〕

対象工事

① 手すりの取り付け

廊下・トイレ・浴室・玄関などに転倒防止や，移動補助のための手すりの取り付け



② 床段差の解消

居室・廊下・トイレ・浴室玄関などの各部屋の段差を解消するための改修（スロープの設置，床のかさ上げ，敷居の撤去等）



③ 床材の変更

滑り防止や，移動を円滑にするため，居室を畳敷きから板張りやビニール系床材等への変更。浴室の床材を滑りにくいものへ変更等



④ 扉の取り替え

開き戸を引き戸や折り戸，アコーディオンカーテンなどへの取り替え（ドアノブの変更や戸車の交換も含む）



⑤ 便器の取り替え

和式便器から洋式便器への取り替え（水洗化工事は対象外）また，洋式便器であっても本人の身体状況により，既存の便器の利用が困難な場合の改修



* 対象となる工事には，これらに付帯するものも含まれる場合があります。

<問合せ先>

函館市保健福祉部介護保険課 ☎ 21-3024

第3節 基本方針Ⅲ 安定した介護保険制度の構築

施策の方向性

介護保険制度は被保険者の保険料負担により運営をする社会保険制度ですが、保険料の適切な賦課や介護認定の公平性・公正性を確保するとともに、介護給付等費用の適正化などを進め円滑な運営を図ります。

また、高齢者が住み慣れた地域で生活を続けていくため、介護や支援が必要になった高齢者に対し、必要なサービスを提供できるよう、在宅サービスの充実や、施設・居住系サービスの計画的な整備を図ります。

基本施策7 介護保険サービスの充実

施策の目標 ・介護保険サービス基盤の充実により日常生活を支援します

個別施策

- (1) 施設・居住系サービス基盤の整備
- (2) 介護給付等対象サービスの利用見込み
- (3) 介護保険料

< 主な取組 >

基本施策 7	個別施策(1) 施設・居住系サービス基盤の整備	
	ア	施設・居住系サービス基盤の整備の考え方
	イ	第7期介護保険事業計画における施設・居住系サービス基盤の見込み

取組の内容

ア 施設・居住系サービス基盤の整備の考え方

令和元年6月に、施設・居住系サービス事業所の需給状況について調査したところ、施設等が不足しているとはいえないことが判明したほか、介護人材不足により一部の施設等で空床が発生していることから、当初の計画を変更し、新たな施設・居住系サービス事業所の整備は行わないこととします。

取組の内容

イ 第7期介護保険事業計画における施設・居住系サービス基盤の見込み

[か所, 人]

区分	第6期計画 平成27～29年度				第7期計画 平成30～32年度		平成32年度末 見込み	
	整備実績		平成29年度末 見込み		平成32年度			
	か所数	定員数	か所数	定員数	か所数	定員数	か所数	定員数
介護保険施設(施設サービス)	1	100	31	2,669	0	0	31	2,669
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	1	100	17	1,351	0	0	17	1,351
介護老人保健施設	0	0	9	1,084	0	0	9	1,084
介護医療院【新規】	—	—	—	—	0	0	—	—
介護療養型医療施設	0	0	5	234	0	0	5	234
地域密着型サービス	9	228	68	1,451	0	0	68	1,451
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (29人以下特別養護老人ホーム)	3	87	5	136	0	0	5	136
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	3	54	48	880	0	0	48	880
地域密着型特定施設入居者生活介護 (29人以下介護専用型有料老人ホーム等)	3	87	15	435	0	0	15	435
居宅サービス	1	18	14	892	0	0	14	892
特定施設入居者生活介護(介護付有料老人ホーム等)	1	18	14	892	0	0	14	892
施設・居住系サービス 合計	11	346	113	5,012	0	0	113	5,012

基本施策 7	個別施策(2) 介護給付等対象サービスの利用見込み	
	ア	居宅サービス
	イ	地域密着型サービス
	ウ	施設サービス
	エ	介護予防・生活支援サービス

取組の内容

各サービスともに高齢者数の増加に伴い、利用者数は引き続き増えていくことが予測されることから、サービス量は概ね増加すると見込んでいます。

また、北海道が国の考え方を踏まえ見込んだ「医療計画との整合性」および「介護離職ゼロ」に係るサービス量を反映します。

「医療計画との整合性」は、療養病床の患者や一般病床の一部の患者を介護保険施設で受け入れる分として平成32年度574.8人、平成37年度1,356人、「介護離職ゼロ」は、介護サービスが利用できず離職する方をなくすための分と入所が必要で自宅待機する高齢者を解消するための分を合わせて平成32年度1,183.2人(うちサービス付き高齢者向け住宅438人)、平成37年度1,893.6人(うちサービス付き高齢者向け住宅482.4人)を上乗せします。

ア 居宅サービス

(ア) 訪問介護(ホームヘルプサービス)

訪問介護員(ホームヘルパー)が自宅を訪問して、入浴・排せつ・食事などの介護や調理・洗濯・掃除その他の日常生活上の援助を行います。また、高齢者と障がい者、障がい児が同一の事業所でサービスを受けることができる共生型サービスとして位置づけます。

介護予防訪問介護は、平成30年度から全て介護予防・生活支援サービスへ移行します。

【訪問介護(ホームヘルプサービス)】

区 分	実 績		見 込	計 画				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度	
予防	人数(人)	25,932	25,895	21,180	-	-	-	
	回数(回)	-	-	-	-	-	-	
介護	人数(人)	34,006	34,222	35,316	36,000	36,876	37,320	41,304
	回数(回)	676,851	686,951	691,668	681,298	675,887	659,725	614,569

取組の内容

(イ) 訪問入浴介護, 介護予防訪問入浴介護

看護師と介護職員が寝たきりの方などの自宅を移動入浴車などで訪問し, 浴槽を提供して入浴の介護を行います。

【訪問入浴介護, 介護予防訪問入浴介護】

区分	実績		見込	計画			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
予防	人数(人)	27	30	24	24	24	24
	回数(回)	61	78	66	84	98	113
介護	人数(人)	1,777	1,632	1,608	1,560	1,584	1,560
	回数(回)	7,580	7,035	6,408	5,612	5,143	4,464

(ウ) 訪問看護, 介護予防訪問看護

主治医の指示に基づき看護師などが要介護者の自宅を訪問し, 療養上の世話や診療の補助などを行います。

【訪問看護, 介護予防訪問看護】

区分	実績		見込	計画			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
予防	人数(人)	966	1,028	1,404	1,572	1,716	1,860
	回数(回)	4,523	4,788	6,889	8,002	9,131	10,333
介護	人数(人)	9,413	9,420	9,948	10,452	11,124	11,580
	回数(回)	60,246	62,627	70,819	76,918	83,383	89,560

(エ) 訪問リハビリテーション, 介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が自宅を訪問し, 日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行います。

【訪問リハビリテーション, 介護予防訪問リハビリテーション】

区分	実績		見込	計画			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
予防	人数(人)	540	542	756	888	1,104	1,284
	回数(回)	5,124	5,319	6,712	7,908	9,331	10,308
介護	人数(人)	4,137	4,788	5,376	5,844	6,504	7,044
	回数(回)	42,322	48,182	55,445	60,756	68,381	74,692

(オ) 居宅療養管理指導, 介護予防居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士などが自宅を訪問し, 療養上の管理や指導を行います。

【居宅療養管理指導, 介護予防居宅療養管理指導】

区分	実績		見込	計画			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
予防	人数(人)	670	768	840	912	972	1,080
介護	人数(人)	11,394	14,095	14,988	15,588	16,536	17,340

取組の内容

(カ) 通所介護(デイサービス)

通所介護事業所(デイサービスセンター)に通所するサービスで、入浴・食事などの介護や、日常生活動作訓練やレクリエーションなどを行います。また、高齢者と障がい者、障がい児が同一の事業所でサービスを受けることができる共生型サービスとして位置づけます。

介護予防通所介護は、平成30年度から全て介護予防・生活支援サービスへ移行します。

【通所介護(デイサービス)】

区分		実績		見込	計画			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
予防	人数(人)	27,897	29,028	22,632	-	-	-	-
	回数(回)	-	-	-	-	-	-	-
介護	人数(人)	39,384	34,200	36,324	38,028	39,972	41,460	46,536
	回数(回)	325,398	285,096	300,492	311,824	324,581	333,932	360,452

(キ) 通所リハビリテーション, 介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や介護医療院, 医療機関に通所するサービスで、入浴・食事などの介護や理学療法, 作業療法などのリハビリテーションを行います。

【通所リハビリテーション, 介護予防通所リハビリテーション(デイケア)】

区分		実績		見込	計画			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
予防	人数(人)	4,415	4,427	4,704	4,836	5,268	5,640	6,204
	回数(回)	-	-	-	-	-	-	-
介護	人数(人)	11,890	11,909	11,796	11,460	11,196	10,776	10,920
	回数(回)	89,320	90,676	87,793	83,684	79,736	74,708	75,836

(ク) 短期入所生活介護, 介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)

短期入所施設や特別養護老人ホームなどに短期間入所するサービスで、入浴・食事などの介護やその他日常生活上の世話, 機能訓練などを行います。また、高齢者と障がい者, 障がい児が同一の事業所でサービスを受けることができる共生型サービスとして位置づけます。

【短期入所生活介護, 介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)】

区分		実績		見込	計画			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
予防	人数(人)	477	374	324	324	336	336	348
	日数(日)	3,009	2,745	3,155	3,222	3,432	3,432	3,564
介護	人数(人)	9,922	10,415	9,792	9,936	10,224	10,512	10,800
	日数(日)	147,431	159,855	161,851	177,736	194,485	211,682	230,120

取組の内容

(ケ) 短期入所療養介護, 介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設や介護医療院などに短期間入所するサービスで, 看護・医学的管理下の介護, 機能訓練等の必要な医療, 日常生活上の世話をを行います。

【短期入所療養介護, 介護予防短期入所療養介護】

区 分		実 績		見 込	計 画			
		平成27年度	平成28年度		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
予防	人数(人)	3	5	0	12	12	12	12
	日数(日)	11	30	0	36	36	36	36
介護	人数(人)	191	167	132	120	120	120	120
	日数(日)	1,384	1,260	1,534	1,006	1,022	1,037	1,090

(コ) 福祉用具貸与, 介護予防福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるため, 車いすや特殊ベッドなどの福祉用具を貸し出します。

【福祉用具貸与, 介護予防福祉用具貸与】

区 分		実 績		見 込	計 画			
		平成27年度	平成28年度		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
予防	人数(人)	12,217	13,725	14,880	15,624	17,112	18,444	20,328
介護	人数(人)	40,994	44,213	48,168	51,432	55,272	58,464	66,492

(サ) 特定福祉用具販売, 特定介護予防福祉用具販売

入浴や排せつなどに使われる特定福祉用具の購入費用を支給します。

【特定福祉用具販売, 特定介護予防福祉用具販売】

区 分		実 績		見 込	計 画			
		平成27年度	平成28年度		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
予防	人数(人)	505	455	456	456	468	504	564
介護	人数(人)	761	729	828	936	1,020	1,152	1,248

(シ) 居宅介護住宅改修, 介護予防住宅改修 【再掲 81ページ】

自宅の手すりの取付けや段差の解消などの住宅改修費用を支給します。

【居宅介護住宅改修, 介護予防住宅改修】

区 分		実 績		見 込	計 画			
		平成27年度	平成28年度		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
予防	人数(人)	640	531	636	708	828	936	1,032
介護	人数(人)	639	573	576	564	600	588	636

取組の内容

(ス) 特定施設入居者生活介護, 介護予防特定施設入居者生活介護

介護付有料老人ホームなどの入居者に対し, 入浴や食事等の介護など日常生活上の世話, 機能訓練などを行います。

なお, 「介護離職ゼロ」分として, 平成32年度33.6人, 平成37年度54人を上乗せします。

【特定施設入居者生活介護, 介護予防特定施設入居者生活介護】

区 分		実 績		見 込	計 画			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
予防	人数(人)	1,633	1,486	1,572	1,668	1,704	1,716	1,884
介護	人数(人)	6,710	7,206	7,308	7,596	7,560	7,584	8,628

(セ) 居宅介護支援, 介護予防支援

介護支援専門員(ケアマネジャー)等が居宅サービス計画(ケアプラン)等を作成し, 要介護者等が居宅サービスを適切に利用できるよう各介護サービス事業所との連絡調整を行います。

平成29年度以降の介護予防支援は, 介護予防・生活支援サービスへ移行する分を考慮して見込んでいます。

【居宅介護支援, 介護予防支援】

区 分		実 績		見 込	計 画			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
予防	人数(人)	52,127	53,053	47,604	17,040	17,472	18,576	19,452
介護	人数(人)	72,639	76,167	79,428	81,612	84,432	86,280	95,796

イ 地域密着型サービス

(ア) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため, 日中・夜間を通じ, 訪問介護と訪問看護を一体的にまたはそれぞれが密接に連携しながら, 定期の巡回訪問と随時の対応を行います。

なお, 「介護離職ゼロ」分として, 平成37年度98.4人を上乗せします。

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

区 分		実 績		見 込	計 画			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護	人数(人)	4,397	5,384	6,000	6,540	7,152	7,728	8,544

取組の内容

(イ) 夜間対応型訪問介護

訪問介護員が自宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護などの日常生活の世話や緊急時の対応などを行い、夜間において安心して生活を送ることができるよう援助します。

【夜間対応型訪問介護】

区 分		実 績		見 込	計 画			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護	人数(人)	18	10	0	12	12	12	12

(ウ) 地域密着型通所介護(地域密着型デイサービス)

利用定員18人以下のデイサービスセンターに通所するサービスで、入浴・食事などの介護や、日常生活動作訓練やレクリエーションなどを行います。平成28年度に利用定員18人以下の通所介護から移行しました。また、高齢者と障がい者、障がい児が同一の事業所でサービスを受けることができる共生型サービスとして位置づけます。

【地域密着型通所介護(地域密着型デイサービス)】

区 分		実 績		見 込	計 画			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護	人数(人)	-	7,410	8,376	8,556	8,760	8,820	9,444
	回数(回)	-	57,122	64,711	65,870	67,084	67,136	72,427

(エ) 認知症対応型通所介護, 介護予防認知症対応型通所介護(認知症デイサービス)

認知症の利用者がデイサービスセンターなどに通所するサービスで、日常動作訓練や入浴・食事等の介護を行います。

【認知症対応型通所介護, 介護予防認知症対応型通所介護(認知症デイサービス)】

区 分		実 績		見 込	計 画			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
予防	人数(人)	0	0	0	12	12	12	12
	回数(回)	0	0	0	48	48	48	48
介護	人数(人)	564	622	768	768	816	840	888
	回数(回)	8,120	8,951	11,112	10,772	11,260	11,466	11,508

(オ) 小規模多機能型居宅介護, 介護予防小規模多機能型居宅介護

通いを中心に、利用者の心身の状況や希望に応じ、訪問や泊まりのサービスを組み合わせ提供します。

なお、「介護離職ゼロ」分として、平成37年度104.4人を上乗せします。

【小規模多機能型居宅介護, 介護予防小規模多機能型居宅介護】

区 分		実 績		見 込	計 画			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
予防	人数(人)	699	748	900	1,020	1,212	1,356	1,500
介護	人数(人)	2,942	3,238	3,672	4,068	4,536	5,004	5,760

取組の内容

(カ) 認知症対応型共同生活介護, 介護予防認知症対応型共同生活介護

(認知症高齢者グループホーム)

認知症の高齢者が少人数で共同生活をする居住系のサービスで, 日常生活上の世話や機能訓練を行います。

なお, 「介護離職ゼロ」分として, 平成32年度184.8人, 平成37年度295.2人を上乗せします。

【認知症対応型共同生活介護, 介護予防認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)】

区 分		実 績		見 込	計 画			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
予防	人数(人)	17	26	96	204	276	324	360
介護	人数(人)	9,377	9,536	9,684	9,936	9,900	10,044	11,388

(キ) 地域密着型特定施設入居者生活介護

小規模の介護付有料老人ホーム(定員29人以下)などに入居している方に対し, 入浴や食事等の介護や機能訓練および療養上の世話を行います。

【地域密着型特定施設入居者生活介護】

区 分		実 績		見 込	計 画			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護	人数(人)	3,910	4,317	4,512	5,052	5,112	5,112	6,060

(ク) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(地域密着型特別養護老人ホーム)

小規模の特別養護老人ホーム(定員29人以下)の入所者に対し, 入浴・食事等の介護や機能訓練, 療養上の世話を行います。

【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(地域密着型特別養護老人ホーム)】

区 分		実 績		見 込	計 画			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護	人数(人)	568	1,030	1,380	1,596	1,632	1,632	1,632

(ケ) 看護小規模多機能型居宅介護

通い・訪問・泊まりのサービス(小規模多機能型居宅介護)に加え, 医療ニーズに対応した訪問看護サービスを一体的に提供します。

なお, 「介護離職ゼロ」分として, 平成37年度15.6人を上乗せします。

【看護小規模多機能型居宅介護】

区 分		実 績		見 込	計 画			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護	人数(人)	577	634	948	1,104	1,104	1,104	1,428

取組の内容

ウ 施設サービス

(ア) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

食事や排せつなどに常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所する施設です。

なお、「医療計画との整合性」分として、平成32年度216人、平成37年度576人、「介護離職ゼロ」分として、平成32年度268.8人、平成37年度430.8人を上乗せします。

【介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)】

区 分		実 績		見 込	計 画			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護	人数(人)	13,563	13,776	13,848	14,772	14,868	15,360	16,476

(イ) 介護老人保健施設

病状が安定し、自宅へ戻れるようリハビリに重点を置いたケアが必要な方が入所する施設です。

なお、「医療計画との整合性」分として、平成32年度358.8人、平成37年度780人、「介護離職ゼロ」分として、平成32年度258人、平成37年度412.8人を上乗せします。

【介護老人保健施設】

区 分		実 績		見 込	計 画			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護	人数(人)	10,655	10,617	10,668	10,716	10,716	11,340	12,456

(ウ) 介護医療院【新規】

日常的な医学管理が必要で、看取り・ターミナルケア等の機能や生活施設の機能を必要とする方が入所する施設です。

平成29年6月の介護保険法改正により創設された介護医療院については、平成35年度末をもって廃止となる介護療養型医療施設などからの転換が見込まれます。なお、事業者に対する意向調査では本計画期間内での転換意向がありましたが、転換時期が未確定のため利用見込みには反映させませんでした。

【介護医療院】

区 分		実 績		見 込	計 画			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護	人数(人)	-	-	-	0	0	0	2,292

取組の内容

(エ) 介護療養型医療施設

急性期の治療が終わり、療養上の管理・看護・機能訓練など長期の療養を必要とする方が入所する施設です。

介護療養型医療施設については、平成35年度末をもって廃止となるため、他の介護保険施設等への転換が見込まれます。なお、事業者に対する意向調査では本計画期間内での転換意向がありましたが、転換時期が未確定のため利用見込みには反映させませんでした。

【介護療養型医療施設】

区 分		実 績		見 込	計 画			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護	人数(人)	2,491	2,403	2,268	2,292	2,292	2,292	-

エ 介護予防・生活支援サービス

本市の介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)は、平成29年度から地域支援事業の一部として実施しています。

本市では、新しい総合事業における介護予防・生活支援サービス事業として、従来の介護予防訪問介護、介護予防通所介護に相当する国基準訪問型サービス、国基準通所型サービスのほか、市独自のサービスである訪問型サービスA、通所型サービスCを実施しています。

各サービスともに高齢者数の増加に伴い、利用者数は増えていくことが予測されることから、サービス量は概ね増加すると見込んでいます。

なお、これらのサービスを実施するほか、住民が主体となって行うサービスの展開に向けた検討を進めます。

(ア) 国基準訪問型サービス(ホームヘルプサービス)

訪問介護員(ホームヘルパー)が自宅を訪問して、入浴・食事などの身体介護や、身体介護と併せて、調理・洗濯・掃除などの生活援助を行います。

【国基準訪問型サービス(ホームヘルプサービス)】

区 分		実 績		見 込	計 画			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
	人数(人)	-	-	11,913	25,686	25,980	25,842	28,500

(イ) 訪問型サービスA(ホームヘルプサービス)

一定の研修を受けたホームヘルパー等が自宅を訪問して、調理・洗濯・掃除などの生活援助を行います。

【訪問型サービスA(ホームヘルプサービス)】

区 分		実 績		見 込	計 画			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
	人数(人)	-	-	113	342	420	498	888

取組の内容

(ウ) 国基準通所型サービス(デイサービス)

デイサービスセンターに通所するサービスで、入浴・食事などの介護や、日常生活動作訓練やレクリエーションなどを行います。

【国基準通所型サービス(デイサービス)】

区 分	実 績		見 込	計 画			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
人数(人)	-	-	14,757	30,852	31,272	31,176	34,680

(エ) 通所型サービスC(デイサービス)

デイサービスセンターに通所するサービスで、3～6か月間、筋力トレーニング等の運動器機能の向上、または摂食・嚥下等の口腔機能の向上のための訓練を行います。

【通所型サービスC(デイサービス)】

区 分	実 績		見 込	計 画			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
人数(人)	-	-	7	48	72	96	216

(オ) 介護予防ケアマネジメント

介護支援専門員(ケアマネジャー)等が介護予防サービス・支援計画(ケアプラン)を作成し、要支援者または事業対象者が介護予防・生活支援サービス等を適切に利用できるよう関係者との連絡調整を行います。

【介護予防ケアマネジメント】

区 分	実 績		見 込	計 画			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
人数(人)	-	-	16,888	37,345	37,880	37,793	42,170

基本施策 7	個別施策(3) 介護保険料	
	ア	保険料基準額の算出
	イ	所得段階別保険料(保険料率)
	ウ	低所得者の保険料軽減
	エ	平成37年度の保険料の見込み

取組の内容

本計画では、所得水準に応じてきめ細やかな保険料設定を行うため、第6期計画(平成27年度から29年度まで)に引き続き、標準段階を9段階とし、保険料の基準額(75,120円(月額6,260円))に対する所得段階別の割合は0.5～1.7とします。

取組の内容

ア 保険料基準額の算出

平成30年度から32年度までの保険料基準額は、以下の手法で算出します。
(149ページ参照)

標準給付費	(A)	82,099,727	千円
地域支援事業費(介護予防・日常生活支援総合事業費)	(B)	4,374,299	千円
地域支援事業費(包括的支援事業費・任意事業費)	(C)	1,357,323	千円
合計		87,831,349	千円

* 標準給付費は、総費用から利用者負担分を除いたものです。

第1号被保険者負担分	$\{(A) + (B) + (C)\} \times 23\%$ (第1号被保険者負担率)	20,201,211	千円
------------	--	------------	----

+

調整交付金相当額	$\{(A) + (B)\} \times 5\%$ (全国平均の調整交付金交付割合)	4,323,701	千円
----------	---	-----------	----

-

調整交付金見込額	$\{(A) + (B)\} \times$ (交付割合)	6,229,291	千円
----------	-------------------------------	-----------	----

* 交付割合は、30年度 7.31%、31年度 7.22%、32年度 7.09%を見込んでいます。

-

介護給付費準備基金積立金取崩し額(予定額)		319,500	千円
-----------------------	--	---------	----

保険料収納必要額		17,976,121	千円
-----------------	--	-------------------	-----------

÷

予定保険料収納率		98.3	%
----------	--	------	---

÷

第1号被保険者数(補正後第1号被保険者数)		243,440	人
-----------------------	--	---------	---

* 3年間の所得段階別の被保険者見込数(第1段階～第9段階) × 基準額に対する所得段階別の割合(0.5～1.7)



保険料の基準額	(年額)	75,120	円
----------------	-------------	---------------	----------

75,120円 ÷ 12 =	(月額)	6,260	円
-----------------------	-------------	--------------	----------

取組の内容

イ 所得段階別保険料(保険料率)

標準段階および所得段階別の保険料率は、以下のとおりです。

第6期計画 (平成27～29年度)		第7期計画 (平成30～32年度)		
段階	保険料(月額換算)	段階	保険料(月額換算)	対象者
第1段階	2,650円 (基準額×0.5) ↓ [軽減後] 2,385円 (基準額×0.45)	第1段階	3,130円 (基準額×0.5) ↓ [軽減後] 2,818円 (基準額×0.45)	・生活保護受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人
第2段階	3,975円 (基準額×0.75)	第2段階	4,695円 (基準額×0.75)	・世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人
第3段階	3,975円 (基準額×0.75)	第3段階	4,695円 (基準額×0.75)	・世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人
第4段階	4,770円 (基準額×0.9)	第4段階	5,634円 (基準額×0.9)	・世帯の中に市町村民税課税者があり、かつ、本人が市町村民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人
第5段階	5,300円 (基準額×1.0)	第5段階	6,260円 (基準額×1.0)	・世帯の中に市町村民税課税者があり、かつ、本人が市町村民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人
第6段階	6,360円 (基準額×1.2)	第6段階	7,512円 (基準額×1.2)	・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人
第7段階	6,890円 (基準額×1.3)	第7段階	8,138円 (基準額×1.3)	・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が120万円以上200万円未満の人
第8段階	7,950円 (基準額×1.5)	第8段階	9,390円 (基準額×1.5)	・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の人
第9段階	9,010円 (基準額×1.7)	第9段階	10,642円 (基準額×1.7)	・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が300万円以上の人

* 保険料は条例により年額で定めていますが、わかりやすくするために、所得段階別の保険料(年額)を12で割って、円未満の端数を四捨五入した月額換算の金額を表示していますので、実際の保険料の額とは必ずしも一致しない場合があります。

ウ 低所得者の保険料軽減

本計画では、第1段階の方を対象とした保険料軽減のほか、世帯非課税の方を対象に、国から示される軽減幅を踏まえ、公費投入による保険料軽減を実施します。

エ 平成37年度の保険料の見込み

団塊の世代がすべて75歳となる平成37年度の保険料の基準額を同様の手法で算出すると月額8,150円となり、本計画の保険料の基準額(月額)と比べ1,890円の増額が見込まれます。増額の要因としては、40歳から64歳までの方が対象となる第2号被保険者数の減少や、75歳以上の後期高齢者数の増加に伴い介護が必要な高齢者数の増加が見込まれることによります。この見込額は、現在の人口構造や介護サービスの利用状況を踏まえ算出したものであり、今後の社会情勢の変化により必ずしもこの金額となるものではありません。

基本施策8 介護保険制度の円滑な運営

施策の目標 ・介護保険制度の適正な運営を進め、効果的・効率的な介護給付を実施します

個別施策

- (1) 情報発信の充実
- (2) 人材の確保および資質の向上
- (3) 事業者への支援・指導体制の充実
- (4) 低所得者向け施策の実施
- (5) 介護認定の公平性・公正性の確保
- (6) 介護給付適正化計画の推進

〔 成果指標 〕

指標		目標値	現状値
指標 10	ケアプランの点検件数	100件 [平成32年度]	6件 [平成28年度]

<主な取組>

基本施策 8	個別施策(1) 情報発信の充実	
	ア	制度の周知・啓発
	イ	介護サービスに関する情報提供

取組の内容

ア 制度の周知・啓発

介護保険制度や本市が実施する高齢者保健福祉サービスを広く市民に周知するため、制度の仕組みやサービスの利用方法などをまとめた「介護保険と高齢者福祉の手引き」を作成し、市の窓口で配布するほか、地域の各種団体などの要請に応じ、介護保険制度についての出前講座を行うなど、介護保険制度や高齢者保健福祉サービスの周知啓発に努めます。

イ 介護サービスに関する情報提供

市内の介護サービス事業所の所在地や電話番号を掲載した函館市内介護保険事業所一覧を相談窓口で配布するほか、介護サービス計画作成時にあたり利用者の相談等に役立つよう、事業所ごとの加算の算定状況や実費負担となる料金の内容等を掲載した介護サービス事業所体制等一覧および居宅介護支援事業所の新規受け入れ可能件数を、市のホームページを通じて情報提供するなど、介護サービスに関する情報提供に努めます。

基本施策 8	個別施策(2) 人材の確保および資質の向上	
	ア	サービス従事者の育成と質の向上
	イ	介護職員の人材確保
	ウ	介護サービスにおける事故防止の徹底

取組の内容

ア サービス従事者の育成と質の向上

介護支援専門員(ケアマネジャー)は、要介護高齢者等が適切な介護サービスを利用できるように、利用者の心身の状態やサービス利用に対する希望などを考慮して、介護サービス計画の作成やサービス提供事業者との連絡調整等を行う介護保険制度の要となる役割を担っていることから、居宅介護支援事業所や介護支援専門員(ケアマネジャー)の関係団体の活動への支援を行うとともに、介護支援専門員(ケアマネジャー)を対象とした定期的な研修・指導を実施します。

また、介護・福祉施設等職員が高齢者等に配慮したより質の高いサービスを適切に提供できるように研修会などを行います。

イ 介護職員の人材確保

介護サービス事業所における新たな人材の参入と職員の定着およびキャリアアップを促進し、介護人材の安定的な確保と質の高いサービス提供を図るため、介護職員初任者研修の受講に対して市独自に支援を行うほか、労働環境および処遇の改善など、国や北海道、事業者等とも連携を図りながら人材確保に向け取り組みます。

このほか、生活援助サービスの従事者を養成し、介護事業所への就業に結びつけることで、介護人材のすそ野の拡大を図ります。

ウ 介護サービスにおける事故防止の徹底

サービス提供中に利用者の転倒骨折などの事故が発生した場合、速やかに家族に報告するとともに、事業者自らが事故発生の原因を分析し、詳細な検証を行うなど、具体的な再発防止策を講じ、市へ報告書を提出するよう規定しており、市は提出された報告書を踏まえ事故の未然の防止について指導します。

【事故報告の状況】

区分	実績		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事故報告件数(件)	561	558	378
誤薬	216	210	145
転倒	194	199	117
転落	15	31	9
誤嚥	17	12	10
その他	119	106	97
うち骨折事故(件)	215	226	150

* 平成29年度は9月末日までの実績

基本施策 8	個別施策(3) 事業者への支援・指導体制の充実	
	ア	適正な事業者の指定
	イ	事業者への指導・監査

取組の内容

ア 適正な事業者の指定

介護サービス事業者の指定にあたっては、適正な事業者の参入が円滑に行われるよう公正な指定を行います。

イ 事業者への指導・監査

介護サービス事業者のサービスの質の確保と向上を図るため、事業者への指導を実施するほか、事業者の法令遵守の徹底を図るとともに、指定基準違反や不正請求が疑われる事業者に対しては、迅速に監査を実施し、必要な措置を講じるなど、介護保険事業の適正な運営に努めます。

【指導監査の実施状況】

区分		実績		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
実地指導(件)		207	198	72
集団指導(事業所数)		477	510	0
監査(件)		5	12	6
結果 (件)	文書口頭指導	166	181	66
	改善勧告	2	1	4
	改善命令	0	0	0
	指定の停止	0	4	2
	指定の取消	0	5	0

* 平成29年度は9月末日までの実績

基本施策 8	個別施策(4) 低所得者向け施策の実施	
	ア	介護保険料の軽減 【再掲】
	イ	介護保険料の減免
	ウ	利用者負担の軽減

取組の内容

ア 介護保険料の軽減 【再掲 95ページ】

本計画では、第1段階の方を対象とした保険料軽減のほか、世帯非課税の方を対象に、国から示される軽減幅を踏まえ、公費投入による保険料軽減を実施します。

イ 介護保険料の減免

災害、失業等の理由で保険料の納付が困難な方に対し、保険料の納付の猶予や減免を実施します。また、第2段階・第3段階の方のうち、所得が低く生活に困窮している方に対し、一定の条件を満たす場合、申請により保険料を減免します。

ウ 利用者負担の軽減

低所得者に対する利用者負担の軽減策として、障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置、社会福祉法人による利用者負担軽減制度の支援などを引き続き実施します。

トピックス

〔介護保険と高齢者福祉の手引き(96ページ参照)〕
介護保険制度や市の高齢者保健福祉サービスを広く市民に周知するため、制度の仕組みやサービスの利用方法などをまとめた冊子を、市の窓口で配布します。

<問合せ先>

函館市保健福祉部地域包括ケア推進課

☎ 21-3041



介護保険と高齢者福祉の手引き

基本施策 8	個別施策(5) 介護認定の公平性・公正性の確保
	ア 訪問調査
	イ 介護認定審査会

取組の内容

ア 訪問調査

介護認定に係る訪問調査の公平性・公正性の確保と調査員の質的向上を図るため、調査員に対する継続的な研修・指導等に努めます。

イ 介護認定審査会

介護認定に係る訪問調査の結果および主治医意見書をもとに、介護の必要度(要介護状態等区分)の判定を行う介護認定審査会において、公平で統一性が保たれた判定を行うため、審査会委員の必要な知識、技術の修得および向上に努めます。

**基本施策
8**

個別施策(6) 介護給付適正化計画の推進

取組の内容

介護給付適正化計画(172ページ参照)に従って、要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、縦覧点検・医療情報との突合、介護給付費通知を実施し、介護給付等の適正化を進めます。